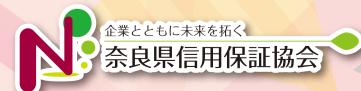
金融機関融資担当者・関係機関のみなさまへ

2023年度

# 信用保証ハンドブック

[制度版]





# 目次

### 協会制度

SDGs推進保証 ·····	1
中小企業特定社債保証制度(SDGs貢献型)	3
タイムリー保証	5
スタートアップ創出促進保証	6
創業関連保証	7
再挑戦支援保証	8
条件変更改善型借換保証	9
事業再生保証	10
事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)	1~12
事業再生計画実施関連保証(改善サポート)	13
集約ローン20	14
一般保証・手形割引根保証 ······	15
アドバンス当座貸越(貸付専用型)根保証	
当座貸越(貸付専用型)根保証	
小規模事業者カードローン当座貸越根保証(リトルカード)	
- 事業者カードローン当座貸越根保証	
流動資産担保融資保証	
フレッシュ15 ······	
季節保証(夏季特別・年末特別)/季節保証一括(夏季特別保証一括・年末特別保証一括)	
全国小口零細企業保証	
中小企業特定社債保証	
事業性評価保証(コラボ) ······	
<ul><li>経営力向上関連保証・特例経営力向上関連保証</li><li>財務要件型無保証人保証</li></ul>	28
経営力向上関連保証・特例経営力向上関連保証	·· 28
経営力向上関連保証・特例経営力向上関連保証 財務要件型無保証人保証 短期継続保証	·· 28 ·· 29 ·· 31
経営力向上関連保証・特例経営力向上関連保証 財務要件型無保証人保証 短期継続保証 タイアップ50 (協調融資保証)	·· 28 ·· 29 ·· 31 ·· 32
経営力向上関連保証・特例経営力向上関連保証 財務要件型無保証人保証 短期継続保証 タイアップ50 (協調融資保証) 無担保パワフル保証	·· 28 ·· 29 ·· 31 ·· 32 ·· 33
経営力向上関連保証・特例経営力向上関連保証 財務要件型無保証人保証 短期継続保証 タイアップ50 (協調融資保証) 無担保パワフル保証 デラックス100	·· 28 ·· 29 ·· 31 ·· 32 ·· 33 ·· 34
経営力向上関連保証・特例経営力向上関連保証 財務要件型無保証人保証 短期継続保証 タイアップ50(協調融資保証) 無担保パワフル保証 デラックス100 危機関連保証	·· 28 ·· 29 ·· 31 ·· 32 ·· 33 ·· 34 ·· 35
経営力向上関連保証・特例経営力向上関連保証 財務要件型無保証人保証 短期継続保証 タイアップ50 (協調融資保証) 無担保パワフル保証 デラックス100 危機関連保証 経営安定関連特別融資保証 (セーフティネット)	·· 28 ·· 29 ·· 31 ·· 32 ·· 33 ·· 34 ·· 35 ·· 36
経営力向上関連保証・特例経営力向上関連保証 財務要件型無保証人保証 短期継続保証 タイアップ50 (協調融資保証) 無担保パワフル保証 デラックス100 危機関連保証 経営安定関連特別融資保証(セーフティネット) 事業承継特別保証	·· 28 ·· 29 ·· 31 ·· 32 ·· 33 ·· 34 ·· 35 ·· 36 ·· 37
経営力向上関連保証・特例経営力向上関連保証 財務要件型無保証人保証 短期継続保証 タイアップ50 (協調融資保証) 無担保パワフル保証 デラックス100 危機関連保証 経営安定関連特別融資保証(セーフティネット) 事業承継特別保証 経営承継準備関連保証	·· 28 ·· 29 ·· 31 ·· 32 ·· 33 ·· 34 ·· 35 ·· 36 ·· 37 ·· 38
経営力向上関連保証・特例経営力向上関連保証 財務要件型無保証人保証 短期継続保証 タイアップ50 (協調融資保証) 無担保パワフル保証 デラックス100 危機関連保証 経営安定関連特別融資保証(セーフティネット) 事業承継特別保証 経営承継準備関連保証 特定経営承継準備関連保証	·· 28 ·· 29 ·· 31 ·· 32 ·· 33 ·· 34 ·· 35 ·· 36 ·· 37 ·· 38 ·· 39
経営力向上関連保証・特例経営力向上関連保証 財務要件型無保証人保証 短期継続保証 タイアップ50 (協調融資保証) 無担保パワフル保証 デラックス100 危機関連保証 経営安定関連特別融資保証(セーフティネット) 事業承継特別保証 経営承継準備関連保証 特定経営承継準備関連保証 経営承継準備関連保証	·· 28 ·· 29 ·· 31 ·· 32 ·· 33 ·· 34 ·· 35 ·· 36 ·· 37 ·· 38 ·· 39 ·· 40
経営力向上関連保証・特例経営力向上関連保証 財務要件型無保証人保証 短期継続保証 タイアップ50 (協調融資保証) 無担保パワフル保証 デラックス100 危機関連保証 経営安定関連特別融資保証(セーフティネット) 事業承継特別保証 経営承継準備関連保証 特定経営承継準備関連保証 特定経営承継準備関連保証 特定経営承継関連保証 特定経営承継関連保証	·· 28 ·· 29 ·· 31 ·· 32 ·· 33 ·· 34 ·· 35 ·· 36 ·· 37 ·· 38 ·· 39 ·· 40 ·· 41
経営力向上関連保証・特例経営力向上関連保証 財務要件型無保証人保証 短期継続保証 タイアップ50 (協調融資保証) 無担保パワフル保証 デラックス100 危機関連保証 経営安定関連特別融資保証(セーフティネット) 事業承継特別保証 経営承継準備関連保証 特定経営承継準備関連保証 特定経営承継準備関連保証 特定経営承継関連保証 特定経営承継関連保証 特定経営承継関連保証	·· 28 ·· 29 ·· 31 ·· 32 ·· 33 ·· 34 ·· 35 ·· 36 ·· 37 ·· 38 ·· 40 ·· 41 ·· 42
経営力向上関連保証・特例経営力向上関連保証 財務要件型無保証人保証 短期継続保証 タイアップ50 (協調融資保証) 無担保パワフル保証 デラックス100 危機関連保証 経営安定関連特別融資保証(セーフティネット) 事業承継特別保証 経営承継準備関連保証 特定経営承継準備関連保証 特定経営承継準備関連保証 特定経営承継関連保証 特定経営承継関連保証 特定経営承継関連保証 特定経営承継関連保証 特定経営承継関連保証 非業承継サポート保証	·· 28 ·· 29 ·· 31 ·· 32 ·· 33 ·· 35 ·· 36 ·· 37 ·· 38 ·· 40 ·· 41 ·· 42 ·· 43
経営力向上関連保証・特例経営力向上関連保証 財務要件型無保証人保証 短期継続保証 毎期経続保証 年担保パワフル保証 デラックス100 危機関連保証 経営安定関連特別融資保証(セーフティネット) 事業承継特別保証 経営承継準備関連保証 特定経営承継準備関連保証 特定経営承継準備関連保証 特定経営承継関連保証 特定経営承継関連保証 特定経営承継関連保証 特定経営承継関連保証 地域経済牽引事業関連保証	·· 28 ·· 29 ·· 31 ·· 32 ·· 33 ·· 34 ·· 35 ·· 36 ·· 37 ·· 38 ·· 40 ·· 41 ·· 42 ·· 43 ·· 44
経営力向上関連保証・特例経営力向上関連保証 財務要件型無保証人保証 短期継続保証 タイアップ50 (協調融資保証) 無担保パワフル保証 デラックス100 危機関連保証 経営安定関連特別融資保証(セーフティネット) 事業承継特別保証 経営承継準備関連保証 特定経営承継準備関連保証 特定経営承継準備関連保証 特定経営承継関連保証 特定経営承継関連保証 特定経営承継関連保証 特定経営承継関連保証 特定経営承継関連保証 特定経営承継関連保証 特定経営承継関連保証 自主廃業支援保証	28       29         31       32         32       34         35       35         36       36         37       36         38       39         39       40         41       42         42       43         44       44         45       44         45       45
経営力向上関連保証・特例経営力向上関連保証 財務要件型無保証人保証 短期継続保証 タイアップ50 (協調融資保証) 無担保パワフル保証 デラックス100 危機関連保証 経営安定関連特別融資保証(セーフティネット) 事業承継特別保証 経営承継準備関連保証 特定経営承継準備関連保証 特定経営承継準備関連保証 特定経営承継関連保証 特定経営承継関連保証 特定経営承継関連保証 特定経営承継関連保証 特定経営承継関連保証 申業承継サポート保証 地域経済牽引事業関連保証 ロングラン20	28       29         31       32         32       34         35       35         36       36         37       36         38       39         39       40         41       42         42       43         44       44         45       46         46       47         47       48         48       49         49       40         40       40
経営力向上関連保証・特例経営力向上関連保証 財務要件型無保証人保証 短期継続保証 タイアップ50 (協調融資保証) 無担保パワフル保証 デラックス100 危機関連保証 経営安定関連特別融資保証(セーフティネット) 事業承継特別保証 経営承継準備関連保証 特定経営承継準備関連保証 特定経営承継準備関連保証 特定経営承継関連保証 特定経営承継関連保証 特定経営承継関連保証 特定経営承継関連保証 地域経済牽引事業関連保証 地域経済牽引事業関連保証 ロングラン20 すたーとカード	28       29         31       32         32       32         35       35         36       36         37       38         39       40         40       41         42       42         42       43         44       44         45       46         47       46         47       47         48       47         49       48         40       47         40       47         40       48         40       48         40       48         40       48         40       48         40       48         40       48         40       48         40       48         40       48         40       49         40       49         40       49         40       49         40       49         40       49         40       49         40       49         40       49
経営力向上関連保証・特例経営力向上関連保証 財務要件型無保証人保証 短期継続保証 タイアップ50 (協調融資保証) 無担保パワフル保証 デラックス100 危機関連保証 経営安定関連特別融資保証(セーフティネット) 事業承継特別保証 経営承継準備関連保証 特定経営承継準備関連保証 特定経営承継関連保証 特定経営承継関連保証 特定経営承継関連保証 特定経営承継関連保証 特定経営承継関連保証 特定経営承継関連保証 も主廃業支援保証 ロングラン20 すたーとカード 特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証	28       29         31       32         32       32         34       35         35       36         36       37         37       39         39       40         42       42         44       45         46       47         47       48         48       48         48       48         48       48         48       48         48       48
経営力向上関連保証・特例経営力向上関連保証 財務要件型無保証人保証 短期継続保証 タイアップ50(協調融資保証) 無担保パワフル保証 デラックス100 危機関連保証 経営安定関連特別融資保証(セーフティネット) 事業承継特別保証 経営承継準備関連保証 特定経営承継準備関連保証 特定経営承継関連保証 特定経営承継関連保証 特定経営承継関連保証 事業承継サポート保証 地域経済牽引事業関連保証 地域経済牽引事業関連保証 自主廃業支援保証 ロングラン20 すたーとカード 特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証 作走支援型特別保証	28       29         31       32         32       32         34       35         35       36         36       37         37       39         39       40         42       42         44       45         46       47         47       48         48       48         48       48         48       48         48       48         48       48

### 県制度

経営強化資金
小規模企業者支援資金
小規模企業者支援資金【事業承継枠】 55
地域産業振興資金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
経営環境変化・災害対策資金
セーフティネット対策資金
大規模経済危機等対策資金
再生支援資金保証(県改善サポート保証) 60
県新型コロナウイルス感染症対応資金(伴走支援型特別保証) 61~62
県新型コロナウイルス感染症対応資金(伴走支援型特別保証) 【同額借換】
チャレンジ応援資金
地域未来投資促進資金 68
県創業支援資金 ····· 69~74
働き方改革推進企業等応援資金 75
新エネルギー等対策資金 76
既存事業者による宿泊施設開業支援資金 77
宿泊施設増改築・設備整備支援資金 78
事業承継支援資金
研究開発支援資金
インバウンド等対応資金
<b>土</b> 野村制度
市町村制度
奈良市
大和高田市
大和郡山市
天理市
橿原市
桜井市
五條市
御所市
生駒市
香芝市
葛城市
宇陀市
平群町
田原本町
明日香村

# SDGsに貢献する取組みを行っている、又は行おうとしている中小企業者の方に

### SDGs推進保証

SDGsに貢献する取組みを継続的に行っている、又は行おうとしている中小企業者に対して、安定した経営 の強化を図ることを目的とした制度です。

①保証協会の保証対象要件に該当する中小企業者であること 資格要件

②既保証付融資が条件変更等の返済緩和を実施していないこと

③SDG s に貢献する取組を行っている(SDGs宣言)、又は行おうとし、国、自治体、第三者からの認証・ 認定を受けていること

保 証 3.000万円(保証金額は100万円以上) 限度額

保証 80% (責任共有保証) 割合

資金 運転資金、設備資金、運設資金(目標達成のための資金であること) 使涂

返済 一括、分割(1年以内の据置可) 方法

保証 10年 期間

保証料

率

他

責任共有基本料率より各カテゴリ 20% 割引

担保 会計参与 区分 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) 年 率 % 1.24 0.92 0.80 0.64 0.48 0.36 1.52 1.40 1.08  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 

貸付 金融機関所定 利率

※SDGs 宣言書の提出が必要(P2) その ※認証・認定書の提出が必要

(ISO、働きやすい職場認証、健康経営宣言、職場まるごと健康宣言 等)

※令和6年3月31日までの当協会申込受付分

### SDGs宣言書

年 月 日

奈良県信用保証協会 御中

[申込人]

住 所会 社 名

氏名または

代表者名

貴協会の「SDGs推進保証」の申込に際し、SDGs (持続可能な開発目標)の達成に向け、下記のとおり取組むことを宣言します。

記

### 1. 賛同する目標(※該当する目標に○をつけてください。複数選択可)

1 貧困をなくそう	10 人や国の不平等をなくそう
2 飢餓をゼロに	1 1 住み続けられるまちづくりを
3 全ての人に健康と福祉を	12 つくる責任 つかう責任
4 質の高い教育をみんなに	13 気候変動に具体的な対策を
5 ジェンダー平等を実現しよう	14 海の豊かさを守ろう
6 安全な水とトイレを世界中に	15 陸の豊かさを守ろう
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	16 平和と公正をすべての人に
8 働きがいも経済成長も	17 パートナーシップで目標を達成しよう
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	

2. 取組内容	(※上記の賛同する目標に対して、本業を通じて具体的に取組む内容を記載してください	)
(金融機関使用	以上	
		_
	会融機関本· 支店名	-

代表者名

# SDGsに貢献する取組みを行っている、又は行おうとしている中小企業者の方に

### 中小企業特定社債(SDG s 貢献型)

SDGsに貢献する取組みを継続的に行っている、又は行おうとしている中小企業者に対して、信用保証協会が一定の要件を満たす中小企業者の発行する社債(私募債)について保証を行うことにより、その事業資金を供給し、中小企業者の事業発展に繋げることを目的とした制度です。

供給し、中小企業者の事業発展に繋げることを目的とした制度です。														
①直前の決算において1号要件~3号要件のいずれかに該当する中小企業者														
資								1号	要件	2号	要件	3号要件		
格		(1)	純資産	額					5,000万F 3 億円	5億円以上				
		(2)	自己資	[本比率				いず	th to	20%以上		ا 20%	以上	15%以上
要		(3)	1000						1 1/3	2.0倍」	以上	1.5倍.	以上	1.5倍以上
		(4)	使用総資本事業利益率						れか	لِلـ10%	<b>火上</b>	ا%10	以上	5%以上
件		(5)	インタレスト・カバレッジ・レーシオ						1 1/3	2.0倍」	以上	1.5倍.	以上	1.0倍以上
	(2	②SDGsに貢献する取組を行っている、又は行おうとしている												
保証限度額	発行限度額 5 億6,000万円 保証限度額 4 億5,000万円 ※社債の最低発行額は3,000万円													
保証 割合	81	80%(部分保証)												
資金 使途	追	転貨	金、設	備資金、	運設資	金								
返済 方法	沛	期一	-括償還	またり	ま 定期	]償還								
保証 期間	2	!年~	7年											
保	-	責任	共有基本	本料率よ	り各力・	テゴリ	20% 書	訓引						
保証料率		[	区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
率		年	率 %	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.80	0.64	0.48	0.36	0	0
貸付利率	金	融機	機関所定	-										
その他	※社債の引受が政令で定める金融機関からのものであること ※必要書類 特定社債保証 (SDGs 貢献型) 資格要件申込書 (P4) ※令和6年3月31日までの当協会申込受付分													

# 特定社債保証(SDGs貢献型)資格要件申込書

年 月 日

奈良県信用保証協会 殿

住 所会社名代表者

当社は、中小企業特定社債保証制度要綱に定める申込人資格要件を備え、かつ次の 要件に該当しています。

□ SDGsに貢献する取組みを継続的に行っている、又は行おうとしている。

当行(当庫)は、SDGSに貢献する取組を継続的に行っており、申込人がSDGSに貢献する取組を継続的に行っている又は行おうとしていることを確認した。

年 月 日

#### 金融機関名

※中小企業特定社債保証の申込みに必要となる書類に加えて、本申告書を提出いた だくことで、SDGs貢献型として申込受付させていただきます。

# 経営の維持・発展のためのスピーディーな事業資金を必要とする中小企業者の方に

	タイムリー保証												
県内中	県内中小企業者の発展とスピーディな資金繰りの安定に寄与することを目的とした制度です。												
資格 要件	県内で事業を行う中小企業者												
保 証 限度額	6,000万円												
保証 割合	80%(責任共有保証)												
資金 使途	重転資金												
返済 方法	分割(1年以内の据置可)												
保証 期間	10年												
保	責任共有基本料率より各カテゴリ 10% 割引												
保証料率	区分 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ 担保 会計参与												
率	年率% 1.71 1.58 1.39 1.21 1.03 0.90 0.72 0.54 0.40 -												
貸付利率	金融機関所定												
その他	事前相談が必要です。 令和6年3月31日までの当協会申込受付分												

# 創業をお考えの方に、創業から5年までの法人に

### スタートアップ創出促進保証

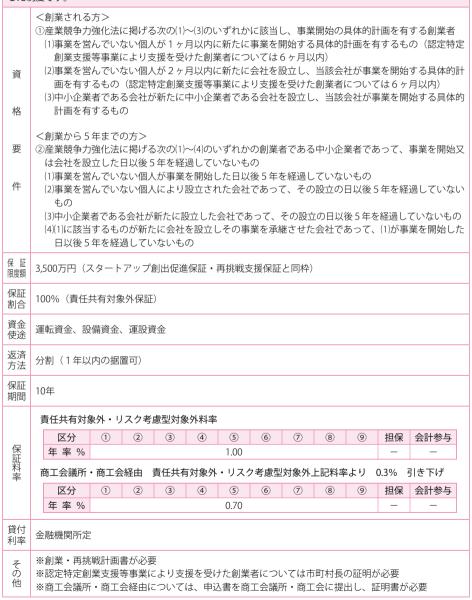
経営者保証が不要な為、新たな事業を創業するために必要な資金確保や、過去の事業での経験を生かして再チャレンジする為の必要な資金確保を容易にし、創業者の事業の活性化を目的とした制度です。

資格	<創業される方> ①産業競争力強化法に掲げる次の(1)~(2)のいずれかに該当し、事業開始の具体的計画を有する創業者 (1)事業を営んでいない個人が2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの(認定特定創業支援等事業により支援を受けた創業者については6ヶ月以内) (2)中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの													
要件	<創業から5年までの法人> ②産業競争力強化法に掲げる次の(1)~(3)のいずれかの創業者である中小企業者であって、事業を開始又は会社を設立した日以後5年を経過していないもの(1)事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの(2)中小企業者である会社が新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの(3)事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から5年を経過していないもの													
保証限度額	(3)事業を営んぐいない個人か開始した事業を法人化し、個人創業時から5年を経過していないもの 3,500万円 (創業関連保証・再挑戦支援保証と同枠)													
保証 割合	100%(春年廿五分条外保証)													
資金 使途														
返済 方法		割(1年以 申込金融機 てプロパー	関におり	いて本係					一融資を	:実行す	る、又は	は保証申	込み時にま	らい
保証 期間	10	)年												
	ij	責任共有対象	象外・リ	スク考	慮型対象	象外料率								
		区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与	
保証		年 率 %					1.20					_	0	
保証料率	F	商工会議所	・商工会	経由	責任共有	可対象外	・リスク	ク考慮型	対象外	上記料率	<b>≧</b> より 0	.3% 引	き下げ	
		区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与	
		年 率 %					0.90					_	0	
貸付 利率	金	融機関所定	2											
その他	* * *	経営者保証 創業計画書 認定特定創 創業予定者 融資実行後	ド (スタ-  業支援等 fまたは#	等事業に 税務申告	こより支 51期未約	援を受け	ナた創業 は創業資	者につい	いては市 の1/10.	以上の自	己資金	が必要	 がある	

# 創業をお考えの方に、創業から5年までの方に

#### 創業関連保証

新たな事業を創業するための必要な資金の確保を容易にし、活力ある経済社会の構築につなげることを目的とした制度です。



# 過去に事業をされていた方で5年以内に再挑戦される方に

#### 再挑戦支援保証

過去の事業での経験を生かして再チャレンジする為の必要な資金の確保を容易にし、活力ある経済社会の構築につなげることを目的とした制度です。

産業競争力強化法に掲げる下記の①~⑤のいずれかの要件を満たすものであって、事業の廃止又は解散の日から5年を経 過していない中小企業者 ①事業を営んでいない個人であって、1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもののうち、次のいずれか に該当するもの (認定特定創業支援等事業により支援を受けた創業者については6ヶ月以内) (1)過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの (2)過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの ②事業を営んでいない個人であって、2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する 資 もののうち、次のいずれかに該当するもの(認定特定創業支援等事業により支援を受けた創業者については6ヶ月以内) (1)過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの (2)過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの 格 ③事業を営んでいない個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していないもののうち、次のいずれかに該当する [1]過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの (2)過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの 要 ④事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもののうち、次のい ずれかに該当するもの (1)当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの 件 (2)当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執 行する役員であったもの ⑤③に該当するものが新たに会社を設立しその事業を承継させた会社であって、③が事業を開始した日以後5年を経過し ていないもの (1)当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの (2)当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執 行する役員であったもの 保証 3,500万円(スタートアップ創出促進保証・創業関連保証と同枠) 限度額 保証 100% (責任共有対象外保証) 割合 資金 運転資金、設備資金、運設資金 使涂 返済 分割(1年以内の据置可) 方法 保証 10年 期間 責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率 証料 区分 (2) (3) (5) (6) (7) (8) (9) 担保 会計参与 玆 年率% 1.00 貸付 金融機関所定 利率 ※創業・再挑戦計画書が必要 その ※認定特定創業支援等事業により支援を受けた創業者については市町村長の証明が必要 他 ※資格要件申告書(過去の事業の廃止・会社の解散等について確認資料を添付)

# 借換により、経営の立て直しを図る方に

### 条件変更改善型借換保証

返済緩和の条件変更を行っているものの、経営改善の意欲があり、自ら事業計画を策定する中小企業者の方の 金融の正常化を目的とした制度です。

次の①~③のいずれかに該当すること

資格要件

①保証申込時点において、既往保証の残高があること

- ②①の既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っていること
- ③金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び 進捗の報告を行うこと

保 証 限度額 普通保証 2 億円(組合は 4 億円) 無担保保証8,000万円

保証 割合 80% (責任共有保証)

資金 使途 運転資金、運設資金

返済 方法 分割 (1年以内の据置可) ただし新規の融資分を含む場合は2年以内の据置可

保証 期間 15年以内

保証料率

#### 責任共有基本料率

区分	1)	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0	0

# 貸付 金融機関所定

その他

※金融機関は定期的に中小企業者より計画の実行状況の報告を受け、事業年度毎に協会に報告する ※状況説明書、事業計画書、認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面(事業計画に記載 されている場合は不要)が必要

# 事業再生をお考えの方に

⑦金銭債権の弁済のための費用

### 事業再生保証

法的な再建手続を行う中小企業者への融資に対する保証を行うことにより、中小企業者の事業の再建の円滑な

進捗を図り、経済の活性化に資することを目的とした制度です。 次の①~③のいずれにも該当する中小企業者 ①次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの (1)再牛事件又は更牛事件が係属しているもの (2)民事再生法(平成11年法律第225号)第188条第1項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けたも の(再生計画が遂行された場合、その他の経済産業省令で定める場合を除く) 要 ②再生計画の認可又は更生計画の認可の決定が確定した後3年を経過していないもの ③次の(1)又は(2)のいずれにも該当するもの 件 (1)金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること (2)償還が見込まれること 保証 2億円 限度額 保証 100% (責任共有対象外保証) 割合 資金 運転資金、設備資金、運設資金 使涂 返済 一括、分割 方法 保証 10年 期間 責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率 保 証料 (1) (2) (3) (6) (7) (8) (9) 担保 区分 (5) 会計参与 年率% 2.20 貸付 金融機関所定 利率 ※事業再生に関する計画書が必要 ※次の①~⑦に掲げる資金を対象とする。 そ ①原材料の購入のための費用 ②商品の什入れのための費用 ③商品の生産に係る労務費及び経費 の ④設備の増設、改良又は補修等のための費用 ⑤販売費及び一般管理費 他 ⑥借入金利息の弁済のための費用

# 新型コロナウイルス感染症の影響より、早期の事業再生に取り組む方に

### 事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)(改善サポ感染)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、中小企業の活力の再生を図ることを目的とした制度です。

次の①~⑫のいずれかの計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を 行う中小企業者

- ①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- ②認定支援機関(産業復興相談センターを含む)の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- ③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画
- ④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
- 資 ⑤株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
  - ⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画
- 格 ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務要の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく調停における調書(同法第17条第1項の調停条項によるものを除く)又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの
  - ⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
  - ⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
  - ①経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
  - ②中小企業等経営強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画

# 保 証 普通保証 2 億円(組合は 4 億円) 無担保保証8,000万円

80% (責任共有保証)、次の①~③の借換の場合は100% (責任共有対象外保証)

①既存の責任共有対象外制度を借換する場合保証

- ②危機関連保証(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)であり、危機指定期間中に申込受付し、かつ実行されたセーフティネット保証5号の既往借入金を借換する場合
  - ③特別小口保険を利用する場合

資金 使途 運転資金、設備資金、運設資金

割合

返済 方法 一括、分割(5年以内の据置可)

保証 期間 一括 1年以内 分割 15年以内

	<b>まパルナシみ</b>		**	5- 61 WI								
	責任共有対象				_			_	_	_		
	区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
	年 率 %					0.80						
	国負担					0.60						
	本人負担 0.20											
責任共有対象で本制度の経営者保証免除対応を適用する場合												
呆	区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
	年 率 %					1.00						
	国負担					0.80						
Œ	本人負担					0.20					-	-
	青任共有対象	外・リス	ク老唐型や	计象外料器								
	区分	(1)	(2)	(3)	4	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	担保	会計参与
料	年率%	0	٧	9	9	1.00	•	· ·	©.	9	1E IX	エロシナ
	国負担	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •										
	本人負担 0.00									_	_	
枢												
	責任共有対象											
	区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
	年 率 %					1.20						
	国負担					1.00						
	本人負担					0.20					_	_
	※国負担の保	証料につ	いては、	当初保証料	料のみ。条	条件変更に	伴い追加	して生じ	る保証料に	こついてに	は、国負担	∃対象外
付 率	金融機関所定	2										
その也	※事業再生の ※金融機関は ※取扱期間:	定期的	に中小企	業者よ	り計画の	実行状況	の報告	を受け、	事業年	度毎に協	3会に報	告する

# 事業再生をお考えの方に

### 事業再生計画実施関連保証(改善サポート保証)

認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、中小企業の活力の再生を図ることを目的とした制度です。

次の①~⑫のいずれかの計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を 行う中小企業者

- ①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- ②認定支援機関(産業復興相談センターを含む)の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- ③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画
- ④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
- 資 ⑤株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
  - ⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画
- 格 ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- ®自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務要 等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく調停における調書 (同法第17条第1項の調停条項によるものを除く)又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの
  - ⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
  - ⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
  - ①経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
  - ②中小企業等経営強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画

保 証 限度額 普通保証2億円(組合は4億円) 無担保保証8,000万円

保証 割合 80% (責任共有保証)、既存の責任共有対象外制度を借換する場合は100% (責任共有対象外保証)

資金 運転資金、設備資金、運設資金

返済 方法 一括、分割 (1年以内の据置可)

保証 期間 15年

保証料

玆

その

侕

リスク考慮型対象外料率

 区分
 ①
 ②
 ③
 ④
 ⑤
 ⑥
 ⑦
 ⑧
 担保
 会計参与

 年 率 %
 0.80
 既存責任共有対象外借換は 1.00

貸付 金融機関所定

※事業再生の計画の実施に必要な資金として事業再生計画書が必要 ※金融機関は定期的に中小企業者より計画の実行状況の報告を受け、事業年度毎に協会に報告する

# 保証付き融資のおまとめをお考えの方に

### 集約ローン20

超長期の分割返済により保証付きの既往借入金の借換及び新たな事業資金を供給することで中小企業者の資金繰りの円滑化を図り、事業再生・経営改善につなげることを目的とした制度です。

次の①~⑤の要件を満たしていること 箵 ①申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上あること ②同一事業を3年以上営んでいること ③納期限の到来した税金(所得税・法人税・事業税)について滞納がないこと ④求償権先の関係人でないこと ⑤現在保証利用残高があること 件 ※借換の対象となる借入は原則として信用保証協会付きの借入金 保 証 普通保証 2 億円 無担保保証8,000万円 限度額 保証 80% (責任共有保証) 割合 資金 運転資金 使途 返済 分割 方法 保証 20年 期間

保	
証	
料	
率	

責任共有基本料率
----------

区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0	0

# 貸付 金融機関所定

その他

# 経営の維持・発展のための事業資金を必要とする中小企業者の方に

	一般保証・手形割引根保証												
.—.—	の維持・発展のための事業資金を必要とする中小企業者の方に安定した経営の強化を図ることを目的とし度です。												
資格 要件	信	用保証の利	用対象	となる中	小企業	者である	ること						
保 証 限度額	普	通保証2億	門(組	合は4億	(円)	無担保係	呆証8,00	0万円					
保証 割合	80	)%(責任共	有保証	)									
資金 使途	運	運転資金、設備資金、運設資金											
返済 方法	_	一括、分割(1年以内の据置可)											
保証 期間	連	運転資金10年以内、設備資金15年以内、運設資金15年以内 手形割引根保証 2年以内											
	Į.	責任共有基本	本料率										
		区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
保		年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0	0
保証料率	lmli	責任共有特殊	殊保証料	率(手	形割引机	艮保証)							
-		区分	1)	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
		年 率 %	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	0	0
貸付利率	金融機関所定												
その他													

# 経営に必要な資金を反復的かつ安定的に供給していきたい方に

### アドバンス当座貸越(貸付専用型)根保証

中小企業者の経営に必要な資金を当座貸越の保証により反復継続的かつ安定的に供給することによって事業の

振興につなげることを目的とした制度です。 【個人・法人共通】 ①申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上あること 箵 ②同一事業を3年以上営んでいること 格 ③ 1 期12ヶ月の決算書(貸借対照表を付した確定申告書)を直近2期分提出できること ④当協会で当座貸越根保証の利用がないこと 要 ⑤不渡り、取引停止処分中、税金滞納などネガティブ情報がないこと 件 ⑥求償権先の関係人でないこと ⑦CRDの保証料率区分が「7」以上であること 2億円 保証 限度額 ※保証金額は1,000万円以上 保証 80% (責任共有保証) 割合 資金 運設資金 使途 返済 約定弁済方式。随時弁済方式 方法 保証 2年、期間延長は60ヶ月まで可 期間 責任共有特殊保証料率 証料 会計参与 区分 1 2 3 (4) (5) (6) 7 (8) (9) 担保 年 率 % 0.51 0.39 0.68  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 貸付 金融機関所定 利率 申込にあたり、資格要件申告書(信用保証依頼書裏面)に記載が必要です。(P18) その他 事前相談が必要です。 ※協会と覚書を締結している金融機関が利用可能です。 ※普通保険に係る無担保保証の取扱いが可能です。

# 経営に必要な資金を反復的かつ安定的に供給していきたい方に

### 当座貸越(貸付専用型)根保証

中小企業者の経営に必要な資金を当座貸越の保証により反復継続的かつ安定的に供給することによって事業の振興につなげることを目的とした制度です。

#### 【個人·法人共通】

次の①~②のいずれも満たすもの

- ①申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上あること
- ②同一事業を3年以上営んでおり、2期以上の決算(確定申告)を行っていること

#### 資 【個人】

格 次の①~③のいずれかに該当するもの

- ① C R D スコアリングが一定以上の評点であること
- 要 ②確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、自己名義の件 不動産を所有すること
  - ③確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物 的担保の提供があること

#### 【法人】

CRDによるスコアリングが一定以上の評点であること

保証 2億8,000万円 ※保証金額は100万円以上

(原則として、保証金額5,000万円以内は無担保とし、5,000万円を超える場合は担保が必要。)

保証 割合 80% (責任共有保証)

資金 運設資金

限度額

返済 約定弁済方式、随時弁済方式

保証 期間 2年、期間延長は60ヶ月まで可

保証料率

#### 責任共有特殊保証料率

区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率 %	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	0	0

# 貸付 金融機関所定

その他 申込にあたり、資格要件申告書(信用保証依頼書裏面)に記載が必要です。(P18)

### 資格要件申告書 (信用保証依頼書裏面)

### 資格要件申告欄

当座貸越(貸付専用型)根保証又は事業者カードローン当座貸越根保証の場合は必ずご記入ください。

下記の通り「当座貸越(貸付専用型)根保証」又は「事業者カードローン当座貸越根保証」の資格要件に 該当しており、今後とも当として、支援育成していきたい先であり、償還能力も認められます。
記
共通要件 (1)同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている。 (2)当との与信取引が6か月以上ある。
当座貸越(貸付専用型)根保証 ※該当する資格要件の番号を一つだけ○で囲んで下さい。
〈個人事業者〉  1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)によるスコアリングが基準以上である。  2. 当の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。  3. 確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有する。  4. 確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供がある。
〈法人〉 1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)によるスコアリングが基準以上である。 2. 当の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。
事業者カードローン当座貸越根保証 ※該当する資格要件の番号を一つだけ○で囲んで下さい。
〈個人事業者〉  1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)によるスコアリングが基準以上である。  2. 当の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。  3. 確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有する。
〈法人〉 1. 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)によるスコアリングが基準以上である。 2. 当の信用スコアリングが前記CRD基準と同等以上である。

以上

# 経営に必要な資金を反復的かつ安定的に供給していきたい方に

### 小規模事業者カードローン当座貸越根保証(リトルカード)

小規模事業者の経営に必要な資金を当座貸越の保証によりカード・通帳等を用いて反復継続的かつ安定的に供給することによって事業の振興につなげることを目的とした制度です。

#### 【個人・法人共通】

利率その他

次の①~④のすべての要件を満たす小規模事業者(常時使用する従業員が20名以下。ただし、商業・サービス業は5名以下。)であること

- 資 ①同一事業を1年以上営んでいること
- 格 ② 1 期分の決算書(確定申告書)を直近 1 期分提出できること
- ③最近2年間のいずれかの決算で利益計上、または債務超過でないこと
- 要(④当協会で事業者カードローン当座貸越の利用がないこと
- 件 ※借入は次の①~③の要件を満たすこと
  - ①平均月商(直近決算・申告)の3ヶ月以内
  - ②本件を含めて当協会の保証債務残高が3,000万円以内であること
  - ③個人事業者で確定申告が白色の場合は200万円まで

#### 500万円 保証 限度額 ※保証金額は50万円以上 保証 80% (責任共有保証) 割合 資金 運設資金 使涂 返済 約定弁済方式。随時弁済方式 方法 保証 2年、期間延長は60ヶ月まで可 期間 責任共有特殊保証料率 保 証料 区分 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) 扣保 | 会計参与 年 率 % 1 62 1.49 1.32 1.15 0.98 0.85 0.68 0.51 0.39 貸付 金融機関所定

申込にあたり、資格要件申告書(信用保証依頼書裏面)に記載が必要です。(P18)

# 経営に必要な資金を反復的かつ安定的に供給していきたい方に

### 事業者カードローン当座貸越根保証

中小企業者の経営に必要な資金を当座貸越の保証によりカード・通帳等を用いて反復継続的かつ安定的に供給することによって事業の振興につなげることを目的とした制度です。

9 200		によつ(事	未り拡張	哭に フる	いって	CEH	1 C C/2	・一川及で	9 0				
資	次	【個人・法人共通】 次の①~②のいずれも満たすもの ①申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上あること											
格	② 	②同一事業を3年以上営んでおり、2期以上の決算(確定申告)を行っていること 【個人】 次の①~②のいずれかに該当するもの											
要	1	)CRDスコ	Iアリン <sup>・</sup> 『青色申	グが一定 告であり	三以上の ノ、申込	評点でま 直前期			申告所	得を計」	とし、か	つ自己:	名義の不動産
件		【法人】 「RDによる			-		点である	こと					
保 証 限度額		000万円 保証金額は	:100万円	引以上									
保証 割合	80	)%(責任共	·有保証	)									
資金 使途	運	設資金											
返済 方法	糸	定弁済方式	、随時	弁済方式	<u> </u>								
保証 期間	2	年、期間延	長は60	ヶ月まて	্ব								
保	,	責任共有特殊	侏保証料	率									
保証料率		区分	1)	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
率	年率% 1.62 1.49 1.32 1.15 0.98 0.85 0.68 0.51 0.39 〇												
貸付利率													
その他	申込にあたり、資格要件申告書(信用保証依頼書裏面)に記載が必要です。 (P18)												

# 流動資産を担保にした融資をお考えの方に

#### 流動資産担保融資保証 中小企業者が有する売掛債権及び棚卸資産(流動資産)を担保とした融資に対する保証を行うことにより、中 小企業者の事業資金の融通について、円滑化・多様化を図ることを目的とした制度です。 国内事業者に対する売掛債権または棚卸資産を有する中小企業者 要件 棚卸資産を担保にする場合は法人に限る 保 計 借入限度額 2億5,000万円 限度額 保証限度額 2億円 保証 80% (責任共有保証·部分保証) 割合 資金 運転資金、設備資金、運設資金 使涂 返済 一括・根保証(当座貸越)の場合は約定弁済方式・随時弁済方式いずれも可 方法 保証 1年・当座貸越の期間延長は60ヶ月まで可 期間 責任共有対象・リスク考慮型対象外料率 保証料率 1 2 3 (<del>4</del>) (5) 6 7 (8) 9 担保 会計参与 区分 年率% 0.68 $\bigcirc$ 貸付 金融機関所定 利率 ※流動資産を担保として提供させたことを証する書面が必要 その他

# 長期的展望に基づき大口長期の事業資金を必要とする方に

	長期経営資金保証												
堅実な	実な経営を営み長期的展望を持つ中小企業者の方の長期経営資金の確保を目的とした制度です。												
資格要件	(1)	次の①~③のいずれかに該当すること ①業歴3年以上で申込金融機関との与信取引が1年以上あり、かつ取引振りが良好であり、最近2年間の決算において利益を計上し債務超過ではなく、償還能力があると認められるもの ②業歴5年以上で申込金融機関との与信取引が1年以上あり、かつ取引振りが良好であり、最近2年間のいずれかの決算において利益を計上しており繰越欠損がなく、償還能力があると認められるもの ③前各号に準ずるもので、債務超過でなく今期利益計上見込みがあり償還能力があると認められるもの											
保 証 限度額		億円(うち 保証金額は				-							
保証 割合	80	0%(責任共	有保証	)									
資金 使途	運転資金、設備資金、運設資金												
返済 方法	分	割(6ヶ月	以内の	居置可)									
保証 期間	3	年以上20年	以内										
保	j	責任共有基本	本料率										
保証料率		区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
率		年率% 1.90 1.75 1.55 1.35 1.15 1.00 0.80 0.60 0.45 〇											
貸付利率	金融機関所定												
その他													

# 協会の利用が初めての方に、以前借入れた保証を完済し現在ご利用がない方に

### フレッシュ15

現在、当協会で保証利用のない県内中小企業者の方に、低減した保証料率を適用することで信用保証の利用を促進するとともに、資金繰りの安定につなげることを目的とした制度です。

資格要件

申込時点で次の①~②の要件を満たしていること

①当協会の保証債務残高や求償権残高がないこと

②同一事業の業歴が2年以上で1期12ヶ月の決算書(確定申告書)を直近1期分提出できる個人・法人

保証 2,000万円

限度額 ※限度額の範囲内であれば複数口の利用が可能

保証 000/ (書

割合 80% (責任共有保証)

資金 使途 運転資金、設備資金、運設資金

返済 方法 分割 (1年以内の据置可)

保証 7年

间

責任共有基本料率より各カテゴリ 0.15% 引き下げ

(2) 担保 会計参与 区分 (1) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) 1.75 0.45 年 率 % 1.60 1.40 1.20 1.00 0.85 0.65 0.30

貸付 金融機関所定

その他

保証料率

# 経営の維持・発展のための季節性事業資金を必要とする中小企業者の方に

### 季節保証(夏季特別保証・年末特別保証)/季節保証一括(夏季特別一括・年末特別一括)

中小企業者の夏季及び年末の資金需要に対し、事業資金の円滑な供給を図ることにより資金繰りの安定化を図ることを目的とした制度です。

ること	ことを目的とした制度です。												
資格		信用保証の利用対象となる中小企業者であること 【夏季受付期間】5月第一営業日~7月最終営業日 当協会申込受付											
要件	I	【冬季受付期		月第一宮 協会申辺		·12月最終	冬営業日	1					
保 証 限度額	_	節保証 節保証一括		00万円 00万円									
保証 割合	80	)%(責任共	有保証	)									
資金 使途	運	転資金											
返済 方法	季節保証 分割(1年以内の据置可) 季節保証一括 一括、分割												
保証 期間	_	節保証 節保証一括	5										
保	責任共有基本料率より各カテゴリ 0.10% 引き下げ												
保証料率		区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
率		年 率 %	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	0	0
貸付利率	金	融機関所定											
その他													

# 安定的な資金調達をお考えの小規模事業者の方に

### 全国小口零細企業保証

信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図る「責任共有制度」の導入による小規模企業者への影響を緩和するため、一定の要件を満たす小規模企業者の金融機関からの借入による債務の保証を責任共有の対象外とすることにより、小規模企業者への安定的な資金調達を維持し、経営の安定につなげることを目的とした制度です。

です。 次の①~⑥のいずれかの小規模事業者であること ①保証の対象となる事業を行う会社および個人であって、常時使用する従業員の数が20人(商業又は サービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下のもの(②に掲げるものを除く) 資 ②保証の対象となる事業を行う会社および個人であって、常時使用する従業員の数がその業種ごとに政 令で定める数以下のもの 格 ③事業協同小組合であって、保証の対象となる事業を行うもの、またはその組合員の3分の2以上が保 要 証の対象となる事業を行うもの ④保証の対象となる事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの 件 ⑤保証の対象となる事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの ⑥医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの(上記①~⑤に 掲げるものを除く) 2.000万円 保 証 限度額 ※当協会および他協会利用を含む保証債務残高が2,000万円を超えていないこと 保証 100% (青仟共有対象外保証) 割合 資金 運転資金、設備資金、運設資金 使涂 返済 一括、分割(1年以内の据置可) 方法 保証 10年 期間 責任共有対象外基本料率 保 証 (2) (3) (4) (5) 扣保 会計参与 区分 (1) (6) (7) (8) (9) 料率 年 率 % 2.20 2.00 1.80 1.60 1.35 1 10 0.90 0.70 0.50  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 貸付

金融機関所定

利率その他

# 資金調達の多様化を図るため社債を発行する中小企業者の方に

### 中小企業特定社債保証

資金調達手段の多様化を図るため、信用保証協会が一定の要件を満たす中小企業者の発行する社債(私募債)について保証を行うことにより、その事業資金を供給し、中小企業者の事業発展に繋げることを目的とした制度です。

度です		. INIII	1.6117	, , _ ,	5 / (	ッチ末	異型でい	<b>л</b> ц О (	. [ ] .11	_*:007	**************************************	(C351) 0			_1123
	直	前の	決算に	おいて	1号要件	~3号	要件のい	ずれか	に該当	áする中小	企業者				
資										1号	要件	2号	要件	3号要件	
格		(1)	純資產	<b></b>						5,000万F 3 億円		3 億円 5 億円		5 億円以上	:
要		(2)	自己資	資本比率				いず;	to to	لِلـ20%	上	ا%20	以上	15%以上	
女		(3)	純資產	E倍率				0.97	1 1/3	2.0倍」	以上	1.5倍.	以上	1.5倍以上	
件		(4)	使用絲	8資本事	業利益率	K		いず;	to to	لِل10%	1上	ا%10	以上	5%以上	
		(5)	インタ	マレスト	・カバレ	ッジ・レー	ーシオ	0.97	1 1/3	2.0倍」	以上	1.5倍.	以上	1.0倍以上	
保 証 限度額 	※社債の最低発行額は3,000万円														
割合	81	J%	(部分係	長部上)											
資金 使途	词	転貨	金、設	於備資金、	、運設資	金(社	債に係る	もので	あるこ	(と)					
返済 方法	沛	期一	-括償還	また!	は 定期	償還									
保証 期間	2	!年~	~7年												
保		責任:	共有基準	本料率よ	り各カ	テゴリ	10% 害	別引							
保証料率	区分 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ 担保 会計参与														
率	年率%   1.71   1.58   1.39   1.21   1.03   0.90   0.72   0.54   0.40   ○   ○														
貸付利率	金	融機	機関所定	2											
その他	*社債の引受が政令で定める金融機関からのものであること														

# 金融機関と保証協会が提携し、すばやい融資に繋げたい方に

### 事業性評価保証(コラボ)

県内中小企業者の事業内容や成長性等を適切に評価し、金融機関と当協会が連携して円滑な資金の提供に当た り、更なる事業の発展・生産性向上を支援することで、地域経済の活性化につなげることを目的とした制度です。

次の①~④全てに該当すること ①県内で同一事業を2年以上営んでいること 資格要件 ②手形、小切手、電子記録債権等について不渡り、取引停止処分等その他ネガティブ情報がないこと ③信用保証協会の求償権先の関係人でないこと ④申込金融機関において事業性評価を実施されており、継続して支援する方針であること 保 証 普通保証2億円(組合は4億円) 無担保保証8.000万円 限度額 保証 80% (責任共有保証) 割合 資金 運転資金、設備資金、運設資金 使途 仮済 一括、分割(1年以内の据置可) 方法 保証 15年 期間 責任共有基本料率より各カテゴリ 0.10% 引き下げ 保証料率 区分 (1) 2 3 **(4)** (5) 6 7 (8) 9 担保 会計参与 年 率 % 1.80 1.65 1.45 1.25 1.05 0.90 0.70 0.50 0.35  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 貸付 金融機関所定 利率 事前相談が必要です。 その他 金融機関所定の事業性評価に係る資料が必要です。

### 経営力向上をお考えの方に

### 経営力向上関連保証・特例経営力向上関連保証

中小企業者が事業分野別指針に沿って、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した 財務管理の高度化、人材育成等により経営力を向上して実施する経営力向上計画について国からの認定を受け ること、及び一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を徴求しないことにより、中小 企業の経営能力を強化し、経営の向上を図ることを目的とした制度です。

次の(1)~(2)のいずれかに該当する特定事業者であること

(1)中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号。以下「法」という。)第17条第1項に規定する経営力 向上計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第5項各号に規定する特定事業者であって、認 定経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施するもの。

資 (2)次の①から③のいずれにも該当するもの。

①法第17条第1項に規定する経営力向上計画(認定申請日の直前の決算において、次の要件※1を備える者であることの記載があるものに限る。)を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第5項各号に規定する特定事業者であって、認定経営力向上計画に従って事業承継等を行うもの。

ア. 資産超過であること。

件

要 イ. EBITDA有利子負債倍率((借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費))が15倍以内であること。

②申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。

③信用保証協会への申込日※2において、返済緩和している借入金がないこと。

- ※1 認定取得後、信用保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においても この要件を満たすことが必要。
- ※2 申込日が危機指定期間内又は新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証4号指定期間内である場合は、確認基準日を当該期間の始期の前日(令和2年1月31日)とすることができる。

借入限度額 8億8.000万円(組合16億8.000万円) 保証 普通保険 2億円(組合4億円) 無担保保険 8.000万円 限度 2,000万円 特別小口保険 3億円(組合6億円) 新事業開拓保険 海外投資関係保険 3億円(組合6億円) 保証 80% (責任共有保証) 割合 資金 運転資金、設備資金、運設資金 使涂 返済 分割(1年以内の据置可) 方法 保証 運転資金5年 設備資金7年 期間 責任共有対象・リスク考慮型対象外料率 保証 区分 1 2 3 4 5 6 7 8 9 担保 会計参与 料率 年 率 % 一般 0.70 特小 0.80 新事業開拓 (無担保) 0.70 新事業開拓・海外投資 1.10  $\bigcirc$ 貸付 金融機関所定 利率 その他 ※資格要件の(2)に該当する場合は、経営者を含めて保証人を徴求しません。 ※8.000万円を超える保証は原則有担保となります。

# 財務要件をクリアする方に

### 財務要件型無保証人保証

一定の財務要件の下で経営者保証を不要とする保証を行うことにより、中小企業者の積極的な設備投資及び事業拡大を促すことを目的とした制度です。

業拡力	拡大を促すことを目的とした制度です。													
	次	欠の1号要件~3号要件のいずれかに該当する中小企業者												
資										1号	要件	2号	要件	3号要件
格		(1)	純資産	額						5,000万F 3 億円		3 億円 5 億円		5億円以上
_		(2)	自己資	1己資本比率					れか	لِا%20	<b>火上</b>	با%20	以上	15%以上
要		(3)	純資産	資産倍率					11/1)	2.0倍」	以上	1.5倍	以上	1.5倍以上
件		(4)	使用総	資本事	業利益率	K		174.	いずれか		10%以上		以上	5%以上
		(5)	インタ	マレスト	・カバレ	ッジ・レー	ーシオ	0.97	1 1///	2.0倍」	以上	1.5倍.	以上	1.0倍以上
保職 保割 資使 返方	80	0%	(責任共	(1年以下)	• 部分係	(金	無担保保	<u>≣IE</u> 8,000	<b>ルカド</b>					
保証 期間	一括 2年以内 分割 7年以内													
保	責任共有基本料率													
保証料率	区分 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ 担保 会計参与													
率		年率% 1.90   1.75   1.55   1.35   1.15   1.00   0.80   0.60   0.45   ○   ○												
貸付 利率														
その他	※資格要件確認書の添付が必要													

奈良県信用保証協会 御中

令和 年 月 日

#### 財務要件型無保証人保証制度 資格要件確認書

金融機関本·支店名 代表者名

担当者(	)	不在時連絡者(	)

協会顧客番号	申込人(法人)

申込金融機関は、申込人が直前の決算において①を満たしたうえ、次の②又は③のいずれか、及び④又は⑤のいずれかに該当し、次の(1)から(3)に掲げるいずれかの基準に係る資格要件を備えていることを確認しております。

#### [資格要件]

		基準(1	)	基準(2	2)	基準(3)		
			<b>該当事項</b> (Oを付ける)		<b>該当事項</b> (Oを付ける)		該当事項 (Oを付ける)	
1	純資産額	5 千万円以上		3 億円以上		5 億円以上		
U	<b>純貝座領</b>	3億円未満		5 億円未満		5 限口以上		
2	自己資本比率	20%以上		20%以上		15%以上		
3	純資産倍率	2.0倍以上		1.5倍以上		1.5倍以上		
4	使用総資本事業利益率	10%以上		10%以上		5%以上		
⑤	インタレスト・カバレッジ・レーシオ	2.0倍以上		1.5倍以上		1.0倍以上		

[資格要件算出根拠…令和 年 月期決算] (単位:円、%)

1	純資産額
2	自己資本比率 = 純資産額 ÷ (純資産額 + 負債額) ×100
3	純資産倍率 = 純資産額 ÷ 資本金 =
4	使用総資本事業利益率= (営業利益 + 受取利息・受取配当金) ÷ 総資産額 × 100 %= (
⑤	インタレスト・カバレッジ・レーシオ=(営業利益 + 受取利息・受取配当金)÷(支払利息 + 割引料)

# 経営に必要な資金を反復的かつ安定的に供給していきたい方に

### 短期継続保証

恒常的に運転資金が必要とされる中小企業者について、継続した短期資金を供給することで資金繰りの安定化を図り、金融機関と協会が連携して継続的な経営支援を行うことにより、県内中小企業者の改善・発展につなげることを目的とした制度です。

次の①~⑤全てに該当すること 箵 ①県内で同一事業を2年以上営んでいること 格 ②取扱金融機関との与信取引が1年以上あること ③原則、直近の決算で債務超過でないこと。 (法人は決算書、個人は資産負債調べによる) 要 ④信用保証協会の求償権先およびその関係人でないこと 件 ⑤手形、小切手、電子記録債権等について不渡り、取引停止処分等その他ネガティブ情報がないこと カテゴリ1~4 8.000万円 保証限 カテゴリ5~6 1億8000万円 カテゴリ7以上 2億8.000万円 ※普通保険を無担保扱いで利用する負担金保証の限度額は、既存の保証債務残高を含み2億円です 保証 80% (責任共有保証) 割合 資金 運転資金 使途 返済 一括返済 方法 保証 2年 保証審査により最長5回まで更新可能 期間 責任共有基本料率より各カテゴリ 0.10% 引き下げ 保証 区分 1 (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) 扣保 会計参与 料率 年 率 % 1.80 1.65 1.45 1.25 1.05 0.90 0.70 0.50 0.35  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 貸付 金融機関所定 利率 事前相談が必要です。 ※既存保証の借換は可能。ただし他行借換は原則不可。 そ ※更新時において、下記条件を全て満たしている場合、事前相談を省略することができます。 ・保証制度要件を具備していること。 の · 今回保証申込金額 ≦ 既保証金額 他 但し、既保証口は短期継続保証、若しくは短期継続ワイド保証であること ※協会と覚書を締結している金融機関は、普通保険に係る無担保保証の取扱いが可能です。

### 金融機関と保証協会の協調したサポートにより、資金繰りの安定と発展を図る方に

### タイアップ50 (協調融資保証)

金融機関と保証協会が協調し、県内中小企業者等の資金繰りの安定と発展をサポートすることを目的とした制

度です。 (本制度と同時に保証融資額の5割以上のプロパー融資を実行することで協調制度の取扱いとなります。) 次の①~⑤全てに該当する法人 ①同一事業を2年以上営んでいること 箵 ②1期12ヶ月の決算書を直近2期分提出できること ③不渡り、取引停止処分中、税金滞納などのネガティブ情報がないこと 格 ④求償権先の関係人でないこと ⑤CRDの保証料率区分が「4」以上であること 要 ※協調融資については、 (1)保証期間は保証付き融資と同じ(ただし、プロパー融資が5年以上の場合は10年まで可能) 件 (2)返済方法は保証付き融資と同じ(ただし、一部繰り上げ償還時は融資残高により按分充当) (3)連帯保証人は保証付き融資と同一人 普通保証 2 億円 無担保保証8,000万円 ※無担保で保証可能な範囲は以下の通り(既存の残高を含めて普通保険は2億円の範囲内) 保 証 カテゴリ4 8.000万円 限度額 カテゴリ5~6 1億8,000万円 カテゴリ7以上 2億8.000万円 保証 80% (責任共有保証) 割合 資金 運転資金、設備資金、運設資金 使涂 返済 分割(1年以内の据置可) 方法 保証 10年 期間 責任共有基本料率より各カテゴリ 0.10% 引き下げ 区分 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) 担保 会計参与 保証 0.35 年 率 % 1.25 1.05 0.90 0.70 0.50  $\bigcirc$ 料率 新規先:責任共有基本料率より各カテゴリ 0.20% 引き下げ 区分 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) 担保 会計参与 年率% 1.15 0.95 0.80 0.60 0.40 0.25  $\bigcirc$ 貸付 金融機関所定 利率 事前相談が必要です。 その ※本制度の申込時において当協会に保証債務残高が無い先については、保証料が割引されます。 ※協会と覚書を締結している金融機関が利用可能です。 他 ※普通保険に係る無担保保証の取扱いが可能です。

# 金融機関と保証協会が提携し、すばやい融資に繋げたい方に

#### 無担保パワフル保証

金融機関の企業格付をもとに当協会の定めた審査の基準に該当する中小企業(法人)に対し、無担保の保証付 融資を推進することにより簡易迅速な顧客サービスを提供し、もって中小企業金融の円滑化に資することを目 的とした制度です。

金融機関の企業格付けをもとに当協会の定めた審査の基準に該当し、取扱金融機関において償還能力が あると認めた法人で、次の①~⑤全てに該当すること 箵 ①同一事業を2年以上営んでいること 格 ②1期12ヶ月の決算書を直近2期分提出できること ③不渡り、取引停止処分中、税金滞納などのネガティブ情報がないこと 要 ④求償権先の関係人でないこと 件 ⑤CRDの保証料率区分が「4」以上であること ※カテゴリ別に保証限度額が定められています カテゴリ4 8.000万円 カテゴリ5~6 1億8,000万円 保証 限度額 カテゴリ7以上 2億8.000万円 ※普通保険を無担保扱いで利用する負担金保証の限度額は、既存の保証債務残高を含み2億円です 保証割合 80% (責任共有保証) 資金 運転資金 返済 一括、分割(1年以内の据置可) 方法 保証 10年 責任共有基本料率 会計参与 区分 (1) (2) 3 (4) (5) (6) (7) (8) (9) 扣保 年 率 % 1.35 1.15 1.00 0.80 0.60 0.45  $\bigcirc$ 保証料率 責仟共有基本料率 普通保険に係る無担保保証の取扱いをする場合(カテゴリ5以上) 0.10% 引き下げ (5) 区分 (1) (2) (3) (4) (6) (7) (8) (9) 担保 会計参与

1.05

0.90

0.70

0.50

0.35

 $\bigcirc$ 

 $\bigcirc$ 

#### 貸付利率 金融機関所定

事前相談が必要です。

年 率 %

その ※協会と覚書を締結している金融機関が利用可能です。 侕

※普通保険に係る無担保保証の取扱いが可能です。

### 金融機関と保証協会が提携し、すばやい融資に繋げたい方に

#### デラックス100 中小企業の経営に必要な資金を安定的に供給し、中小企業者の事業振興につなげることを目的とした制度で す。 次の①~⑤全てに該当する法人 箵 ①同一事業を3年以上営んでいること ②申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上あること ③求償権先の関係人でないこと ④納期限の到来した税金(所得税・法人税・事業税)について滞納がないこと ⑤ C R D の保証料率区分が「5」以上であること 件 ※1期12ヶ月の決算書直近2期分で算出する 1 億円 保 証 限度額 ※保証金額は1,000万円以上 保証 80% (責任共有保証) 割合 資金 運転資金 使涂 返済 一括返済 方法 保証 3年 期間 責任共有基本料率より各カテゴリ 0.10% 引き下げ 保証料率 区分 1 2 3 4 (5) (6) 7 (8) 9 担保 会計参与 0.90 0.70 0.50 0.35 年 率 % 1.05 $\bigcirc$ 貸付 金融機関所定 利率 事前相談が必要です。 その ※協会と覚書を締結している金融機関が利用可能です。 他 ※普通保険に係る無担保保証の取扱いが可能です。

### 不測の事態に対応するために

※取扱い金融機関のモニタリングが必要

### 危機関連保証

大規模な災害等の突発的な事態により著しい信用収縮が全国レベルで生じた場合において、中小企業の資金繰

りが滞り、倒産等が多発する事態が発生した場合に直ちにセーフティネット機能を強化し、業種・地域を問わ ず100%保証を実施することができるようあらかじめ設けられた制度です。 信用保険法第2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについてその住所地を管轄す 資格 要件 る市町村長の認定を受けた中小企業者 保証 普通保証 2 億円 無担保保証8.000万円 限度額 ※一般保証と別枠 保証 100% (責任共有対象外保証) 割合 資金 運転資金、設備資金 使途 返済 一括、分割(2年以内の据置可) 方法 保証 10年 期間 責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率 保証料率 区分 ① ② ③ **(4)** (5) (6) 7 (8) (9) 担保 会計参与 年 率 % 0.80 貸付 金融機関所定 利率 ※市町村長発行の認定書が必要

# セーフティネット保証1号~8号の認定を受けられた方に

### 経営安定関連特別融資保証

取引先の再生手続開始申立等、事業活動の制限等により経営の安定が著しく支障を生じた中小企業者の事業資

金の層	<b>融資を円滑にすることを目的とした制度です。</b>												
資格 要件	中小企業信用保険法第2条第5項各号に基づく特定中小企業者 1号 連鎖倒産防止 2号 取引先企業のリストラ等の事業活動の制限 3号 突発的災害(事故等) 4号 突発的災害(自然災害) 5号 業況の悪化している業種 6号 取引金融機関の破綻 7号 金融機関の経営合理化 8号 RCCに債権譲渡 ※市町村にて認定書が発行されます。												
保証限度額	普通保証 2 億円(組合は 4 億円) 無担保保証8,000万円 ※ 6 号要件については限度額が 3 億8,000万円となります ※一般保証と別枠												
保証 割合													
資金 使途													
返済 方法													
保証 期間	10年												
	責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率												
	区分 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ 担保 会計参与												
保証	年 率 % 1号~4号、及び6号 0.90 - ○												
保証料率	責任共有対象・リスク考慮型対象外料率												
	区分 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ 担保 会計参与												
	年 率 % 5 号、7 号、8 号 0.80 - ○												
貸付利率	金融機関所定												
その他	※市町村長発行の認定書が必要												

### 事業承継特別保証

事業承継の資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を徴求せず、 事業承継の促進を図ることを目的とした制度です。

次の(1)または(2)に該当し、かつ(3)に該当する中小企業者。 ※本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証日(ただ し、貸付実行されたものに限る。)から3年以内に保証申込みを行うものに限る。 (1)信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。 箵 (2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から 3年を経過していないもの。 (3)次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。なお、①から③までについては、信用保証協会 格 への申込日の直前の決算によるものとし、④については、信用保証協会への申込時に満たしているこ とを要するものとする。 ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率(注)が15倍以内であること 要 ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと (注1) EBITDA有利子負債倍率 件 = (借入金・計債ー現預金) ÷ (営業利益+減価償却費) (注2) 申込日が危機指定期間内又は新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証4号指定期 間内である場合は、確認基準日を当該期間の始期の前日(令和2年1月31日)とすること ができる。 保 証 普通保証2億円(組合は4億円) 無担保保証8,000万円 限度額 保証 80% (責任共有保証) 割合 資格要件(1)に該当する者は、保証人(個人に限る)を提供していない既往借入金の返済資金以外 資金 資格要件(2)に該当する者は、事業承継前における保証人(個人に限る)を提供している既往借入金の返 使涂 済資金 返済 一括、分割(1年以内の据置可) 方法 保証 一括返済1年 分割返済10年 期間 責任共有基本料率 区分 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) 扣保 会計参与 年 率 % 1.90 1.75 1.55 1.35 1.15 1.00 0.80 0.60 0.45 **企業科本** 専門家から事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営状況確認を受けた者※ 区分 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) 担保 会計参与 0.20 年 率 % 0.85 0.50 0.40 0.30 1 15 1.10 0.70 0.60 ※ガバナンス体制の整備に関するチェックシートが必要 貸付 金融機関所定 利率 ※申込金融機関は既に申込中小企業者と与信取引を有しているものに限る。 ※下記①~②の書類の添付が必要 ただし、以下に該当する場合は①~②に加えてそれぞれ添付が必要 そ 既往借入金を借り換える場合 ③ 既往借入金を借り換える場合で申込金融機関以外からの借入金を含む場合 ④ 割引後の保証料率を適用する場合 ⑤  $\sigma$ ①事業承継契約書 ②財務要件等確認書 他 ③借換債務等確認書 ④他行借換依頼書兼確認書 ⑤ガバナンス体制の整備に関するチェックシート

### 経営承継準備関連保証

経営の承継が困難である中小企業者より経営の承継にあたり、株式や事業用資産等の譲受けのために生じる費用に対する融資保証、及び一定の条件下で経営者保証を求めないことにより、経営の承継の円滑化を図り、事業活動の継続に繋げることを目的とした制度です。

次の(1)~(2)いずれかの条件に該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律による経済産業大臣の認定を受けたもの。

- (1)会社または個人である中小企業者であって次の①または②の事由が生じていると認められること。
  - ①中小企業者の役員又は親族の中から経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより事業活動の継続に支障が生じている場合であって、経営の承継を行うため承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。
  - ②中小企業者が健康状態、年齢その他の事情により継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、事業活動の継続に支障が生じている場合であって、経営の承継を行うため承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。
- 格 (2)会社である中小企業者であって次の①から③のいずれにも該当すること。 ①上記の(1)②または(1)②いずれかの事由が生じており、かつ認定申請日の直前の決算において次のア 要 ~イの要件※1を満たすこと。
  - ア. 資産超過であること。

資

- イ. EBITDA有利子負債倍率((借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費))が15倍以内 であること。
  - ②信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。
  - ③信用保証協会への申込日※2において、返済緩和している借入金がないこと。
  - ※1 認定取得後、信用保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においても この要件を満たすことが必要。
  - ※2 申込日が危機指定期間内又は新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証4号指定期間内である場合は、確認基準日を当該期間の始期の前日(令和2年1月31日)とすることができる。

# 保 証 普通保証 2 億円 無担保保証8,000万円

保証 割合 80%(責任共有保証) 特別小口保険の場合100%(責任共有対象外保証)

#### 資金 使涂 運転資金、設備資金、運設資金

| 分割(1年以内の据置可) | 方法 | 一分割(1年以内の据置可)

保証 運転資金10年 設備資金15年期間

## 責任共有基本料率

区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0	0

# 貸付 金融機関所定

保証料率

- ※資格要件の(2)に該当する場合は、経営者を含めて保証人を徴求しません。
- そ ※下記①~③の書類の添付が必要。
- の ①都道府県知事の認定書(申請書の写しを含む)の写し
- 他 ②認定申請の提出書類の写し
  - ③財務要件等確認書(資格要件(2)を満たし、連帯保証人を徴求しない場合)

### 特定経営承継準備関連保証

事業を営んでいない個人が、経営を承継しようとする者を確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行うことに伴い、株式や事業用資産等の譲受けを行うために生じる費用にかかる融資に対する保証を行うことにより、経営の承継の円滑化を図り、中小企業の事業活動の継続に繋げることを目的とした制度です。

活動の継続に繋げることを目的とした制度です。 次の条件に該当し、経営の承継の円滑化に関する法律による経済産業大臣の認定を受けたもの 事業を営んでいない個人であって次の(1)または(2)の事由が生じていると認められること 資 (1)中小企業者の役員又は親族の中から経営を承継しようとする者を確保することが困難であることによ 格 り事業活動の継続に支障が生じている場合であって、経営の承継を行うため承継に不可欠な資産の譲 受けを行うものであること 要 (2)中小企業者が健康状態、年齢その他の事情により継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であるこ 件 とにより、事業活動の継続に支障が生じている場合であって経営の承継を行うため承継に不可欠な資 産の譲受けを行うものであること 保 証 普通保証 2 億円 無担保保証8,000万円 限度額 保証 80%(責任共有保証) 特別小口保険の場合100% (責任共有対象外保証) 割合 資金 運転資金、設備資金、運設資金 使涂 返済 分割(1年以内の据置可) 方法 保証 運転資金10年 設備資金15年 期間 責任共有対象・リスク考慮型対象外料率 保 証料 1 (6) (7) (8) (9) 担保 会計参与 区分 (3) (4) (5) 年率% 1 15  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 貸付 金融機関所定 利率 その他 ※経済産業大臣の認定書が必要 ※認定書の有効期限である認定を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までの申込が必要

### 経営承継関連保証

中小企業における経営者の死亡又は退任等に起因する経営の承継に伴い、多額の費用を要する事由が生じたことにより事業活動の継続に支障が生じることに対し、中小企業者への融資に対する保証を行うことにより、経営の承継の円滑化を図り、事業活動の継続に繋げることを目的とした制度です。

資格 経営の承継のために資金を必要とする事業を営む会社または個人 要件 ※経営承継円滑化法による認定を受けたもの

保証 限度額 普通保証 2 億円 無担保保証8,000万円

保証 割合 80%(責任共有保証) 特別小口保険の場合100%(責任共有対象外保証)

資金 使途 運転資金、設備資金、運設資金

返済 一括、分割(1年以内の据置可)

保証 運転資金10年 設備資金15年

保証料率

#### 責任共有基本料率

区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0	0

# 貸付 金融機関所定

※経済産業大臣(申請については県知事)の認定書が必要

- ※次の①~⑤に掲げる資金を対象とする。
- その議決権株式の取得資金
- の ②事業用資産等の取得資金
- 他 ③事業用資産等に係る相続税または贈与税の納税資金
  - ④他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金または遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭
  - ⑤運転資金

### 特定経営承継関連保証

中小企業における経営者の死亡又は退任等に起因する経営の承継に伴い、多額の費用を要する事由が生じたこ とにより事業活動の継続に支障が生じることに対し、中小企業者の代表者への融資に対する保証を行うことに より、経営の承継の円滑化を図り、事業活動の継続に繋げることを目的とした制度です。

- 経営の承継のために資金を必要とする事業を営む会社の代表者 箵 ①認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者以外の者が有する株式等を取得する必要があること ②認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があ ること 格
  - ③認定中小企業者の代表者が、株式等もしくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが 見込まれること
- 要 ④認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代え て当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと
- ⑤認定中小企業者の代表者が遺留分侵害額の請求に基づき金銭を支払うこと 件
  - ⑥その他諸費用が生じたこと

保証 普通保証 2 億円 無担保保証8.000万円 限度額

保証 80% (責任共有保証) 特別小口保険の場合100%(責任共有対象外保証) 割合

資金 運転資金、設備資金、運設資金 使途

返済 一括、分割(1年以内の据置可) 方法

保証 運転資金10年 設備資金15年 期間

保証料率

### 責仟共有基本料率

区分	r)	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率	%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0	0

#### 貸付 金融機関所定 利率

※経済産業大臣(申請については県知事)の認定書が必要

※次の①~⑤に掲げる資金を対象とする。

そ ①株式等の取得資金

- $\sigma$ ②事業用資産等の取得資金
- ③事業用資産等に係る相続税または贈与税の納税資金 他
  - ④他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金または遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭
  - ⑤運転資金

### 経営承継借換関連保証

経営者保証が承継の障害になっている場合において、経営者保証を不要とする融資に借り換えることで経営者保証の解除を行い、もって中小企業者の経営の承継の円滑化・事業活動の継続に資することを目的とした制度です。

次の(1)から(3)のいずれにも該当する会社である中小企業者

- (1)次の①~③のいずれにも該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律による経済産業 大臣の認定を受けていること。
- 資 ①中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関からの借入れによる債務を保証していることにより、中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。
  - ②認定申請日の直前の決算において次の要件※1を満たすこと。
- 格 ア、資産超過であること。
  - イ. EBITDA有利子負債倍率 ((借入金・社債-現預金) ÷ (営業利益+減価償却費)) が15倍以内であること。
  - ③当該中小企業者が認定申請日より3年以内に事業承継を予定していること。
  - (2)信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。
  - (3)信用保証協会への申込日※2において、返済緩和している借入金がないこと。
- 件 ※1 認定取得後、信用保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においても この要件を満たすことが必要。
  - ※2 申込日が危機指定期間内又は新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証4号指定期間内である場合は、確認基準日を当該期間の始期の前日(令和2年1月31日)とすることができる。

# 保証 普通保証 2 億円 無担保保証8,000万円

保証 割合 80%(責任共有保証) 特別小口保険の場合100%(責任共有対象外保証)

# 資金 運転資金

要

返済 方法 一括、分割 (1年以内の据置可)

保証 期間 一括返済1年 分割返済10年

#### 責任共有基本料率

区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0	0

#### ガバナンス体制の整備に関する確認を受けた者※

区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率 %	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	_	_

「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」の確認が必要とされる項目の全てについて専門家が満たすと判断した場合

# 貸付 金融機関所定

保証

料率

そ

※本制度は経営者を含めて保証人を徴求しません。

- ※下記①~⑤の書類の添付が必要。
- ①中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則様式第6の3の都道府県知事の認定書 (申請書の写しを含む)の写し及び認定申請の提出書類の写し
- の ②財務要件等確認書
- 他 ③借換債務等確認書
  - ④他行借換依頼書兼確認書(申込金融機関以外からの借入金を借り換える場合)
  - ⑤ガバナンス体制の整備に関するチェックシート(ガバナンス体制の整備に関する確認を受け、上記 0.20%~1.15%の信用保証料率の適用を受ける場合)

①株式譲渡契約書の写し

②事業承継計画実施後の事業会社の株主名簿の写し

### 事業承継サポート保証

事業承継計画に基づき、持株会社が事業会社の株式を集約化するための資金供給を支援することで、円滑な事業承継を促し、地域経済の活性化に繋げることを目的とした制度です。

次の①~⑤の全てを満たしていること。 ①事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を持株会社が保有する旨の事業承継計画を策定して 資 いること ②持株会社は、事業会社の事業活動を支配することを目的として新たに設立され、初年度決算が未到来 格 であること ③持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者が保有していること ④承継の対象となる事業会社が中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業を 要 行っていること ⑤承継の対象となる事業会社において、株式所有の分散、または株式評価の高騰等の要因により、事業 承継計画に基づく事業承継の必要が生じていること 件 ※保証申込前に協会に連絡し、協議が必要 保 証 普通保証 2 億円 無担保保証8,000万円 限度額 保証 80% (責任共有保証) 割合 資金 運転資金、設備資金、運設資金 使涂 返済 分割(2年以内の据置可) 方法 保証 15年以内 期間 責任共有対象・リスク考慮型対象外料率 保 証 区分 (1) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) 扣保 会計参与 料率 年 率 % 1.15 貸付 金融機関所定 利率 ※下記①~⑥の書類の添付が必要 ①様式1 事業承継計画書(表紙) ②事業承継計画書(任意書式)以下の項目を全て記載していること (1)事業承継の類型 (2)持株会社および事業会社の概要 (3)持株会社の株主構成・出資比率 そ (4)事業会社の計画実施前、実施後の株主構成・出資比率 (5)持株会社および事業会社の収支計画 (6)事業承継を行う背景・理由 (7)持株会社方式および併用する他の事業承継手法による効果 (8)事業会社の株式評価 (9)資金調達方法 ③様式2 株式評価算定書(表紙) ④税理士が作成した株式評価算定書(任意書式) ⑤持株会社および事業会社の株主名簿 ⑥事業会社の直近2期分の確定申告書の写し、商業登記簿謄本、定款の写しおよび印鑑証明書 ※金融機関は、貸付実行後に資金使途の確認資料として速やかに以下の書類を徴求し、完済となるまで 保管すること

### 地域経済牽引事業関連保証

地域経済牽引事業における事業承継に必要な資金調達を支援することで事業承継の円滑化を促進すること、及 び一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を徴求しないことにより、地域の成長発展 の基盤強化を図ることを目的とした制度です。

次の(1)から(2)のいずれかに該当する特定事業者

- (1)地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。 以下「法」という。) 第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画を都道府県知事又は主務大臣 に提出し、承認を受けた法第2条第4項各号に規定する特定事業者であって、承認地域経済牽引事業 計画に従って地域経済牽引事業を実施するもの。
- 資 (2)次の①から③のいずれにも該当するもの。
  - ①(1)に該当する特定事業者で、次のア. からウ. までに掲げる事項の記載がある承認地域経済牽引事 業計画に従って事業承継等を行うもの。
    - ア. 承継等特定事業者及び被承継等特定事業者の名称。
    - イ. 事業承継等の内容及び実施時期。
    - ウ. 承認申請日の直前の決算において次の要件※1を満たすこと。
- a. 資産超過であること。 要

②承認申請書の写し

他

格

- b. EBITDA有利子負債倍率((借入金・計債-現預金)÷(営業利益+減価償却費))が15倍以 内であること。
- ②信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。 件
  - ③信用保証協会への申込日※2において、返済緩和している借入金がないこと。
  - 認定取得後、信用保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においても この要件を満たすことが必要。
  - ※2 申込日が危機指定期間内又は新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証4号指定期間内 である場合は、確認基準日を当該期間の始期の前日(令和2年1月31日)とすることができる。

#### 保 証 普通保証2億円 無担保保証8.000万円 限度額 保証 特別小口保険の場合100%(責任共有対象外保証) 80% (責任共有保証) 割合 資金 運転資金、設備資金、運設資金 使涂 返済 分割(1年以内の据置可) 方法 保証 運転資金7年 設備資金15年 期間 責任共有基本料率 証 区分 (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) 扣保 会計参与 料率 0.70 年率% $\bigcirc$ 貸付 金融機関所定 利率 ※資格要件の(2)に該当する場合は、経営者を含めて保証人を徴求しません。 そ ※下記①~④の書類の添付が必要。 ①承認地域経済牽引事業計画に係る通知書の写し $\sigma$

④財務要件等確認書(資格要件(2)の①を満たし、連帯保証人を徴求しない場合)

③承認地域経済牽引事業計画に従って承認地域経済牽引事業を実施していることを確認した旨の通知

# 自主的な廃業をお考えの方に

### 自主廃業支援保証

現在事業は行っているものの、事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自主的な廃業を選択する

中小企業者に対して、そのために必要となる事業資金の調達を支援することを目的とした制度です。 現在事業を行っている中小企業者であって、次の①~③までの要件を全て満たすこと 資 ①事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもの 格 ②直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込める こと 要 ③バンクミーティング等(債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人への支援の方向性、内容等を検 件 討する場)により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の報告を行うもの 保 証 3.000万円 限度額 保証 80% (責任共有保証) 割合 資金 運転資金、設備資金、運設資金 使涂 返済 一括、分割(半年以内の据置可) 方法 保証 1年以内(かつ終期は解散予定日より前であること) 期間 責任共有基本料率 保証料率 区分 1 2 3 (4) (5) 6 7 (8) 9 担保 会計参与 年 率 % 1.90 1.75 1.55 1.35 1.15 1.00 0.80 0.60 0.45  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 貸付 金融機関所定 利率

※金融機関は、中小企業者から1か月ごとに廃業計画の進捗報告を受けるものとする

※「廃業計画書」及び「確認書」の添付が必要

# 経営に必要な資金を反復的かつ安定的に供給していきたい方に

	ロングラン20												
堅実な	区実な経営を営み長期的展望を持つ中小企業者の方の長期経営資金の確保を目的とした制度です。												
資格 要件	次の①~③のいずれかに該当すること ①業歴3年以上で申込金融機関との与信取引が1年以上あり、且つ取引振りが良好であり、最近2年間の決算において利益を計上し債務超過でなく、償還能力があると認められるもの。 ②業歴5年以上で申込金融機関との与信取引が1年以上あり、且つ取引振りが良好であり、最近2年間のいずれかの決算において利益を計上しており繰越欠損がなく、償還能力があると認められるもの。 ③前各号に準ずるもので、債務超過でなく今期利益計上見込みがあり償還能力があると認められるもの												
保 証 限度額	普通保証 2 億円 無担保保証8,000万円												
保証 割合	80%(責任共有保証)												
資金 使途													
返済 方法													
保証 期間	20年												
保	責任共有基本料率より各カテゴリ 10% 割引												
保証料率	区分 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ 担保 会計参与												
率	年率% 1.71   1.58   1.39   1.21   1.03   0.90   0.72   0.54   0.40   -												
貸付 利率	金融機関所定												
その他	事前相談が必要です。 ※既存保証の借換は可能。ただし他行借換は原則不可。 ※協会と覚書を締結している金融機関が利用可能です。 ※普通保険に係る無担保保証の取扱いが可能です。												

# 創業をお考えの方に、創業から3年までの方に

### すたーとカード

創業者の経営に必要な資金を当座貸越の保証により、カード・通帳等を用いて反復継続的かつ安定的に供給し、もって創業者の事業振興を目的とする。

#### 【個人・法人共通】

次の①~⑤のすべての要件を満たす創業者であり、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる者であること。

### ①創業から3年未満であること

②次の(1)~(2)のいずれかに該当すること

格要

(1)当協会の保証利用があること

(2)本件保証と同時に他の保証を申込していること

③創業したことが確認できる資料を提出できること 件 【法人】登記事項証明書(写)

【個人】開業届(写)

④返済緩和の借入金がないこと

⑤信用保証協会付き事業者カードローン当座貸越根保証の利用がないこと

### 保 証 300万円

限度額 │ 但し、決算 (確定申告) 期が未到来、若しくは個人事業者において確定申告が白色の場合は、200万円まで

#### 保証 割合 80% (責任共有保証)

# 資金 運設資金

返済 約定弁済方式、随時弁済方式

#### 保証 期間

1年(業歴5年未満に限り更新可能)

# 保証料率

#### 責任共有特殊料率より各カテゴリ 0.10% 引き下げ

区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率 %	1.52	1.39	1.22	1.05	0.88	0.75	0.58	0.41	0.29	_	0

# 貸付 金融機関所定

その 創業3年未満の方が経営に必要な資金をカードローンにより反復継続的な利用が可能で、必要な時に自由に出し入れできます。

# システムの開発供給及び導入を計画している方に

### 特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の計画を作成し、主務大臣の認定を受けた中小企業者

について、認定を受けた計画の実施に必要な資金の供給を目的とした制度です。 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入に関する、次の①または②の計画を作成し、主 資格要件 務大臣の認定を受けた中小企業者で、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行うもの。 ①特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画 ②特定高度情報通信技術活用システム導入計画 保 証 普诵保証 2 億円 無担保保証8.000万円 限度額 保証 80% (責任共有保証) 特別小口保険の場合100% (責任共有対象外保証) 割合 資金 運転資金、設備資金、運設資金 使涂 返済 分割(1年以内の据置可) 方法 保証 10年 期間 責任共有対象・リスク考慮型対象外料率 保証料 8 9 区分 1 2 3 (4) (5) 6 7 担保 会計参与 率 年 率 % 0.70  $\bigcirc$ 貸付 金融機関所定 利率 ※下記①~②の書類の添付が必要 ①特定高度情報通信技術活用システム開発供給に必要な資金の場合 そ 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定申請書の写しおよび認定書の写し  $\sigma$ ②特定高度情報通信技術活用システム導入計画に必要な資金の場合 他 特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定申請書の写しおよび認定書の写し なお、①~②それぞれで変更の認定があった場合は変更後のものを含む。

## 新型コロナウイルス感染症の影響により、早期の経営改善に取り組む方に

### 伴走支援型特別保証

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、経営の安定や生産性等の向上を図ることを目的とした制度です。

次の①から③のいずれかに該当し、かつ申込金融機関と対話を通じて作成した経営行動計画書(以下 「計画」という。)を策定した中小企業者。

- ①セーフティネット4号
  - 中小企業信用保険法(以下「保険法」という。)第 2 条第 5 項第 4 号の規定による認定を受けている こと(※ 1)
- ②セーフティネット5号

資 保険

保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること(※1)

`h.

次の(1)又は(2) i から viのいずれかに該当すること(※1) (※2) (1)最近 1 か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して 5 %以上減少していること

格

要

(2) i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること a こと

件

- v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
- vi直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
- ※1:保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く
- ※2:保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証に限る

保証 1億円

腹額 ※資格要件の①、②は一般保証と別枠

保証 割合

①100%(責任共有対象外保証) ②及び③80%(責任共有保証)

資金 使途

運転資金、設備資金、運設資金

返済 方法

一括、分割(5年以内の据置可)

保証 期間

一括 1年以内 分割 10年以内

	資格要件の① 資格要件の②	は責任共	有対象外 有対象・	・リスクキ リスク考慮	考慮型対象 大震型対象を	₹外料率 ト料率						
	区分	1	2	3	4	(5)	6	9	8	9	担保	会計参与
	年 率 %					0.85						
	国負担					0.65						
	本人負担					0.20					-	-
	資格要件の③	は責任共	有対象・	リスク考慮	<b></b>	率						
保	区分	1)	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
	年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
	国負担	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25		
証	本人負担	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	_	_
	資格要件の①	、②にお	いて本制	度の経営	者保証免除	対応を適	囲する場	合				
ulast	区分	1)	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
料	年 率 %					1.05						
	国負担					0.85						
	本人負担					0.20					_	_
率	資格要件の③	において	本制度の	経営者保護	正免除対応	を適用す	る場合					
	区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
	年 率 %	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65		
	国負担	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45		
	本人負担	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	_	_
貸付 引率	金融機関所定	Ē										
取扱 期間	令和3年4月	1日か	ら令和6	5年3月3	31日まで	に保証	申込を受	け付けた	こもの。			
その他	※経営行動は ※経営作の ※資格要件の ・・経営を要件の ・・経営・・・経営・・・経営・・・経営・・・経営・・・経営・・・・・・・・・・	①①、②( ②)③は以 減少要件 総利益率 営業利益 E免除を は次の①・ で四半期に と	は市町村下のまでは市町村での書が減少要がある。	だれかの (資格要 件確認認 を場合は 通務を負い 経営のご	確認書が 件③(1)の (資格要 (資格 ・ 経ま ・ は に う い う で う で う で う で う で う で う で う で う で	必要 )場合) 評件③(2) 3要件③( 保証免際 認する。	2)iv〜vi 余対応確 とともに	iの場合) 認書が必 、中小公	※要 ≧業者か		0実行状況	兄等の報

## 新型コロナウイルス感染症の影響により、早期の経営改善に取り組む方に

### 伴走支援型特別保証【同額借換】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、経営の安定や生産性等の向上を図ることを目的とした制度です。

次の①から③のいずれかに該当し、かつ申込金融機関と対話を通じて作成した経営行動計画書(以下 「計画」という。)を策定した中小企業者。

①セーフティネット 4号

中小企業信用保険法(以下「保険法」という。)第2条第5項第4号の規定による認定を受け、危機指定期間内(令和2年2月1日から令和3年12月31日まで)(※3)に保証申込受付、貸付実行された責任共有制度の対象となる5号保証を既往借入金の範囲内の額で借換えるもの(※1)

- ※上記借換保証に責任共有制度の対象外となる保証を含めて借換が可能(ただし合計した既往借入金の節用内の額で借換えるもの)
- ②セーフティネット5号
- 保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受け、責任共有制度の対象除外となる既往借入金を保 道 証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額で借換えるもの(※1)
  - ③—般

次の(1)又は(2) i から viのいずれかに該当し、責任共有制度の対象除外となる既往借入金を保証協会の 保証付きの既往借入金の範囲内の額で借換えるもの(※1)(※2)

(1)最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること

要

件

- (2) i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
  - $\vee$  最近 1 か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して 5 %以上減少していること
  - vi直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
- ※1:保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く
- ※2:保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証に限る
- ※3:危機指定期間とは、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間で、令和2年2月1日から令和3年12月31日までのこと

保 証 限度額	1 億円 ※資格要件の①、②は一般保証と別枠
保証 割合	100%(責任共有対象外保証)
資金 使途	運転資金(借換専用のため)
返済 方法	一括、分割(5年以内の据置可)
保証 期間	一括 1年以内 分割 10年以内

	資格要件の①			1	_			_	_	_		
	区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
	年率%					0.85						
	国負担					0.65						
	本人負担					0.20					-	_
	資格要件の③	は責任共	有対象外	・リスク	考慮型対象	料率						
保	区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
	年率%	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50		
	国負担	1.05	1.00	0.95	0.90	0.75	0.60	0.50	0.40	0.30		
証	本人負担	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	_	_
	資格要件の①	、②にお	いて本制	度の経営	者保証免险	対応を適	用する場	合				
	区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
料	年 率 %					1.05						
	国負担					0.85						
	本人負担					0.20					_	_
率	資格要件の③	において	本制度の	経営者保証	正免除対応	を適用す	る場合					
	区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
	年 率 %	2.40	2.20	2.00	1.80	1.55	1.30	1.10	0.90	0.70		
	国負担	1.25	1.20	1.15	1.10	0.95	0.80	0.70	0.60	0.50		
	本人負担	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	_	-
貸付 利率	金融機関所定	<u> </u>										
取扱 期間	令和3年4月	1日か	ら令和 6	年3月	31日まで	に保証	申込を受	け付けた	きもの。			
その他	<ul><li>※※</li><li>※※</li><li>※※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li></li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※<td>(1) ①(1) ②(2) ②(3) は以供 (2) ②(3) 少要 (3) 少要 (4) 第 (4) 第 (5) 第 (6) 第 (7) 第 (7) 第 (7) 第 (8) 第 (9) 8 (9) 8 (9)</td><td>は市町村ででは下ででは下ででは下ででは、本市のいまでは、水本では、水本では、水本では、水本では、水本では、水本では、水本では、水本</td><td>でれかので (資格要 件確認認 は 場合は 最務を負 経営のご</td><td>確認書が 件③(1)の (資格要 者 (営ま 会 で 会 で 会 で 会 で で で で で で で で で で で う で う</td><td>必要 )場合) 軽件③(2) R要件③( 保証免除 認すると</td><td>2)iv〜vi 余対応確 こともに るための</td><td>iの場合) 認書が必 、中小公 経営支援</td><td>必要 全業者か 爰を行う</td><td>ح ح</td><td></td><td></td></li></ul>	(1) ①(1) ②(2) ②(3) は以供 (2) ②(3) 少要 (3) 少要 (4) 第 (4) 第 (5) 第 (6) 第 (7) 第 (7) 第 (7) 第 (8) 第 (9) 8 (9)	は市町村ででは下ででは下ででは下ででは、本市のいまでは、水本では、水本では、水本では、水本では、水本では、水本では、水本では、水本	でれかので (資格要 件確認認 は 場合は 最務を負 経営のご	確認書が 件③(1)の (資格要 者 (営ま 会 で 会 で 会 で 会 で で で で で で で で で で で う で う	必要 )場合) 軽件③(2) R要件③( 保証免除 認すると	2)iv〜vi 余対応確 こともに るための	iの場合) 認書が必 、中小公 経営支援	必要 全業者か 爰を行う	ح ح		

# 経営の安定化に事業資金を必要とする中小企業者の方に

### 県経営強化資金融資

中小企業者の設備近代化・合理化及び経営の安定化に必要な資金の保証を行うことにより、中小企業の体質の強化を促進し、県内中小企業の振興を図ることを目的とした制度です。

資格要件

経営基盤の強化に必要な事業性資金を必要とする中小企業者

※過去に県制度融資「創業支援資金(各認定枠を含む)」を利用した方で創業後5年未満の方については、保証料の補助が大きくなります。

保 証 5,000万円

保証 000/ (書/

割合 80% (責任共有保証)

資金 使途 運転資金、設備資金、運設資金

返済 方法 一括、分割(1年以内の据置可)

保証 期間 一括 1年以内 分割 10年以内

### 責任共有基本料率より県の補助あり

保証

区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
県 負 担	0.34	0.29	0.25	0.21	0.17	0.12	0.08	0.04	0.00		
本人負担	1.56	1.46	1.30	1.14	0.98	0.88	0.72	0.56	0.45	0	0

創業制度利用者 責任共有基本料率より県の補助あり

料率

区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
県 負 担	1.10	0.95	0.75	0.55	0.35	0.20	0.08	0.04	0.00		
本人負担	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.72	0.56	0.45	0	0

貸付利率

117] 金融機関所定もしくは固定(1.775%)

そ の 他

※県税の滞納の無い証明書が必要 ※県制度融資を含む場合のみ借換可

# 安定的な資金調達をお考えの小規模事業者の方に

### 県小規模企業者支援資金保証

小規模企業者に対して責任共有制度の対象外である小口零細企業保証を活用した融資を行うことにより、安定的な資金調達を維持し、小規模企業者の経営の安定に繋げることを目的とした制度です。

次の①~⑥のいずれかの小規模事業者であること

- ①保証の対象となる事業を行う会社および個人であって、常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下のもの(②に掲げるものを除く)
- ②保証の対象となる事業を行う会社および個人であって、常時使用する従業員の数がその業種ごとに政 令で定める数以下のもの
- ③事業協同小組合であって、保証の対象となる事業を行うもの、またはその組合員の3分の2以上が保証の対象となる事業を行うもの
- ④保証の対象となる事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの
- ⑤保証の対象となる事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの
  - ⑥医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの(上記① $\sim$ ⑤に掲げるものを除く)

#### 【商工会議所・商工会特別枠】

上記① $\sim$ ⑥のいずれかに該当し、商工会議所・商工会の経営指導員による経営指導を6カ月以上受けているもの

#### 保 証 2,000万円

箵

格

要

件

限度額 ※当協会および他協会利用を含む保証債務残高が2,000万円を超えていないこと

#### 保証 割合 100% (責任共有対象外保証)

資金 使途 運転資金、設備資金、運設資金

#### 返済 方法 分割 (1年以内の据置可)

保証 期間 10年

保

証

料

玆

### 責任共有対象外基本料率より県の補助あり

区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率 %	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50		
県 負 担	0.61	0.56	0.52	0.48	0.44	0.39	0.35	0.31	0.27		
本人負担	1.59	1.44	1.28	1.12	0.91	0.71	0.55	0.39	0.23	0	0

#### 【商工会議所・商工会特別枠】上記本人負担より10%割引

区分	1)	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率 %	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50		
県 負 担	0.61	0.56	0.52	0.48	0.44	0.39	0.35	0.31	0.27		
協会負担	0.15	0.14	0.12	0.11	0.09	0.07	0.05	0.03	0.02		
本人負担	1.44	1.30	1.16	1.01	0.82	0.64	0.50	0.36	0.21	0	0

#### 貸付 利率 金融機関所定もしくは固定(1.575%)

そ ※県税の滞納の無い証明書が必要 の ※商工会議所・商工会特別枠につ

の ※商工会議所・商工会特別枠については、商工会議所・商工会からの推薦書が必要他 ※供換を司

54

# ※借換不可

# 安定的な資金調達をお考えの小規模事業者の方に

### 県小規模企業者支援資金保証【事業承継枠】

小規模企業者に対して責任共有制度の対象外である小口零細企業保証を活用した融資を行うことにより、安定 的な資金調達を維持し、小規模企業者の経営の安定に繋げることを目的とした制度です。

次の①~⑥のいずれかに該当し、取扱金融機関、商工会議所又は商工会の支援を受けて策定した事業承 継計画に基づき事業を譲り受け、又は譲り受けようとする小規模事業者であること

- 資 ①保証の対象となる事業を行う会社および個人であって、常時使用する従業員の数が20人(商業又は サービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下のもの(②に掲げるものを除く)
  - ②保証の対象となる事業を行う会社および個人であって、常時使用する従業員の数がその業種ごとに政 令で定める数以下のもの
  - ③事業協同小組合であって、保証の対象となる事業を行うもの、またはその組合員の3分の2以上が保 証の対象となる事業を行うもの
- 要 ④保証の対象となる事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの ⑤保証の対象となる事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの
  - ⑥医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの(上記①~⑤に 掲げるものを除く)

#### 【支援機関等特別枠】

事業承継計画書が策定されており、商工会議所・商工会・支援機関等から推薦を受けたもの

#### 2.000万円 保証

格

件

限度額 ※当協会および他協会利用を含む保証債務残高が2,000万円を超えていないこと

#### 保証 100% (青仟共有対象外保証) 割合

資金 運転資金、設備資金、運設資金 使涂

返済 分割(1年以内の据置可) 方法

保証 10年 期間

#### 責任共有対象外基本料率より県の補助あり

保 証

区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率 %	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50		
県 負 担	0.61	0.56	0.52	0.48	0.44	0.39	0.35	0.31	0.27		
本人負担	1.59	1.44	1.28	1.12	0.91	0.71	0.55	0.39	0.23	0	0

#### 【支援機関等特別枠】上記本人負担より10%割引

料 率

区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率 %	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50		
県 負 担	0.61	0.56	0.52	0.48	0.44	0.39	0.35	0.31	0.27		
協会負担	0.15	0.14	0.12	0.11	0.09	0.07	0.05	0.03	0.02		
本人負担	1.44	1.30	1.16	1.01	0.82	0.64	0.50	0.36	0.21	0	0

#### 貸付 金融機関所定もしくは固定(1.575%) 利率

※県税の滞納の無い証明書が必要 その

※支援機関等特別枠については、事業承継計画書が策定されており、商工会議所・商工会・支援機関等 からの推薦書が必要 他

※借換不可

# 経営の安定化に事業資金を必要とする中小企業者の方に

					県地域	或産業技	振興資	金融資	保証				
		美の近代化・ こつなげるこ					、かつ船	怪営の指	導を継続	的に行	うことに	よって、	地域産業
資格 要件	址	也域産業事業	美者で事	業性資金	を必要。	とする中	小企業者	Í					
保 証限度額	5,	,000万円											
保証 割合	80	0%(責任共	共有保証	)									
資金 使途	词	<b>E転資金、</b> 認	设備資金、	、運設資	金								
返済 方法	分	治割(1年以	人内の据	置可)									
保証 期間	10	0年											
	:	責任共有基	本料率よ	り各カー	テゴリ	0.10%	引き下	げ・県の	補助あり	J			
保		区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
保証料率		年 率 %	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35		
率		県 負 担	0.51	0.46	0.42	0.38	0.34	0.29	0.25	0.21	0.17		
		本人負担	1.29	1.19	1.03	0.87	0.71	0.61	0.45	0.29	0.18	0	0
貸付利率	金	会融機関所定	巨もしくに	は固定	(1.575%	)							
その他		《県税の滞線 《県制度融資											

## 経営の環境変化に対応するための事業資金を必要とする中小企業者の方に

### 県経営環境変化・災害対策資金保証

中小企業者が経済環境の変化に対し適切に対応するとともに経営の合理化・省力化を行うのに必要な資金の保証をすることにより経営の安定及び企業体質の強化を図り、県内中小企業者の振興に繋げることを目的とした制度です。

次の①~⑥いずれかに該当すること

- ①エネルギーの有効利用に資する設備を設置する方で知事の認定を受けた方
- 資 ②地震、台風、火災等の災害を受けた方で知事の認定を受けた方
  - ③関連企業の再生手続開始申立等で100万円以上の売掛債務を有する方として知事の認定を受けた方
- 格 ④地域振興対策として経営の合理化・近代化を図る方として知事の認定を受けた方
- ③経済的環境の低迷により一時的に業況悪化をきたしているものの、中長期的にはその業況が回復し発要 展することが見込まれる方であって、最近3ヶ月の月平均売上高又は売上総利益若しくは営業利益が、前年同期の月平均売上高又は売上総利益若しくは営業利益と比べて5%以上減少している方
- 件 ⑥社会的要因による突発的出費又は業況悪化により資金繰りに著しい支障をきたしている、又はきたす おそれがある方
  - ※社会的要因に該当する事項については知事が定める

# 保 証 5,000万円

保証 割合 80% (責任共有保証)

資金 使涂 運転資金、設備資金、運設資金 ※設備資金は①②④⑥に限る

返済 分割 (1年以内の据置可)

保証 7年

#### 責任共有基本料率より県の補助あり

保	
証	
料	
举	

区分	1)	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
県 負 担	0.34	0.29	0.25	0.21	0.17	0.12	0.08	0.04	0.00		
本人負担	1.56	1.46	1.30	1.14	0.98	0.88	0.72	0.56	0.45	0	0

貸付 金融機関所定もしくは固定(5年以内1.70% 5年超1.75%)

※県税の滞納の無い証明書が必要

で ※資格の ※認定

| ※資格要件①~④は知事認定書、⑤~⑥は資格要件確認票が必要(県地域産業課)

※認定年度内の融資実行が必要

※県制度融資を含む場合のみ借換可

## セーフティネット保証1号~8号の認定を受けられた方に

### 県セーフティネット対策資金融資保証

中小企業者が経営環境の変化に対し適切に対応するために必要な資金の保証をすることにより経営の安定を図り、県内中小企業者の振興に繋げることを目的とした制度です。

中小企業信用保険法第2条第5項各号に基づく特定中小企業者 連鎖倒產防止 1 믉 2号 取引先企業のリストラ等の事業活動の制限 箵 3 亭 突発的災害 (事故等) 4 무 突発的災害 (自然災害) 格 5号 業況の悪化している業種 要 6号 取引金融機関の破綻 7号 金融機関の経営合理化 8号 RCCに債権譲渡 ※市町村にて認定書が発行されます。 保 証 5.000万円 限度額 ※一般保証と別枠 保証 1号~4号及び6号 100% (責任共有対象外保証) 5号、7号、8号 80% (責任共有保証) 割合 資金 運転資金 使涂 仮済 分割(1年以内の据置可) 方法 保証 7年 期間 責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率より県の補助あり 2 3 4 5 6 7 (8) (9) 区分 担保 会計参与 年 率 % 1号~4号、及び6号 0.90 県 負 担 1号~4号、及び6号 0.20 1号~4号、及び6号 0.70 本人負担 保証料率 責任共有対象・リスク考慮型対象外料率より県の補助あり (4) (5) 区分 (1) (2) (3) (6) (7) (8) (9) 扣保 会計参与 年 率 % 5号、7号、8号 5号、7号、8号 0.17 県 負 担 本人負担 5号、7号、8号 0.63 貸付 金融機関所定もしくは固定(5年以内1.70% 5年超1.75%) 利率 その ※県税の滞納の無い証明書が必要 ※市町村長発行の認定書が必要 他 ※県制度融資を含む場合のみ借換可

# 不測の事態に対応するために

### 県大規模経済危機等対策資金保証

大規模な経済危機や災害等の経済環境の変化に対し適切に対応するために必要な資金の保証をすることにより、中小企業者の経営の安定を図り、県内中小企業者の振興に繋げることを目的とした制度です。

資格 信用保険法第2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについてその住所地を管轄す要件 る市町村長の認定を受けた中小企業者

保証 5.000万円

限度額 ※一般保証と別枠

保証 割合 100% (責任共有対象外保証)

資金 運転資金

返済 方割 (2年以内の据置可)

保証 期間 10年

責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率より県の補助あり

保証料率

区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率 %					0.80						
県 負 担					0.20						
本人負担					0.60					_	_

貸付 和率 金融機関所定もしくは固定 (1.675%)

その他

※県税の滞納の無い証明書が必要 ※市町村長発行の認定書が必要

※取扱い金融機関のモニタリングが必要

※借換可

## 事業再生をお考えの方に

### 県再生支援資金保証(県改善サポート保証)

認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、中小企業の活力の再生を図ることを目的とした制度です。

次の①~⑫のいずれかの計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を 行う中小企業者

- ①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- ②認定支援機関(産業復興相談センターを含む)の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- ③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画
- ④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
- ⑤株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
- ⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画
- 格

  ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
  - ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく調停における調書(同法第17条第1項の調停条項によるものを除く)又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの
- 件 ⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
  - ⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
  - ①経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
  - ②中小企業等経営強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業 によって策定を支援した事業再生の計画

### 保証 5,000万円

箵

要

限度額 ※一般保証と別枠

保証 割合 80% (責任共有保証)、既存の責任共有対象外制度を借換する場合は100% (責任共有対象外)

資金 使涂 運転資金、設備資金、運設資金

返済 方法 分割 (1年以内の据置可)

保証 期間 15年

#### リスク考慮型対象外より県の補助あり

保証料率

区分 (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) 扣保 会計参与 年率% 0.80 既存責任共有対象外借換は 1.00 県 負 担 0.20 本人負扣 0.60 既存責任共有対象外借換は 0.80

#### 貸付 利率 固定(1.75%)

※県税の滞納の無い証明書が必要

そ ※事業再生の計画の実施に必要な資金として事業再生計画書が必要 ※金融機関は定期的に中小企業者より計画の実行状況の報告を受け、

※金融機関は定期的に中小企業者より計画の実行状況の報告を受け、事業年度毎に協会に報告する ※借換可

# 新型コロナウイルス感染症の影響より、早期の経営改善に取り組む方に

### 県新型コロナウイルス感染症対応資金(伴走支援型特別保証)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が当該中小企 業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、経営の安定や生産性等の向上を図ることを目的 とした制度です。

次の①から③のいずれかに該当し、かつ申込金融機関と対話を通じて作成した経営行動計画書(以下 「計画」という。)を策定した中小企業者。

①セーフティネット4号

中小企業信用保険法(以下「保険法」という。)第2条第5項第4号の規定による認定を受けている てと(※1)

②セーフティネット5号

保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること(※1) 箵

③一般

次の(1)又は(2) i から vi のいずれかに該当すること(※1) (※2) (1)最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること

格

要

(2) i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること ※直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iv最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少してい

件

- ∨最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少してい
- vi直近決算の売上高堂業利益率が直近決算前期の売上高党業利益率と比較して5%以上減少してい ること
- ※1:保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く
- ※2:保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係 る保証に限る

保 証 1 億円

限度額 ※資格要件の①、②は一般保証と別枠

保証 割合

①100%(責任共有対象外保証) ②及び③80%(責任共有保証)

資金 使涂

運転資金、設備資金、運設資金

返済 方法

一括、分割(5年以内の据置可)

保証 期間

一括 1年以内 分割 10年以内

	資格要件の① 資格要件の②	は責任共産	有対象外 有対象・	・リスク <sup>ま</sup> リスク考属	考慮型対象 意型対象外	₹外料率 ト料率						
	区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
	年 率 %					0.85						
	国負担					0.65						
	本人負担					0.20	,				_	_
	資格要件の③	は責任共	有対象・	リスク考慮	<b></b> 數型対象料	率						
呆	区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
	年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
	国負担	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25		
证	本人負担	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	_	_
	資格要件の①	(②にお)	いて本制	度の経営を	皆保証免除	対応を適	用する場	合				
lad	区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
料	年 率 %					1.05						
	国負担					0.85						
_	本人負担					0.20					_	_
率	資格要件の③	において	本制度の	経営者保証	正免除対応	を適用す	る場合					
	区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
	年 率 %	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65		
	国負担	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45		
	本人負担	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	_	_
J× '	国定(1.2%)	貸	付利率1	.8%のう	ち、0.6	%を県カ	(補助)					
捌	和3年4月	1日か	ら令和6	年3月3	31日まで	に保証	申込を受	け付けた	きもの。			
※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	<ul><li>※経営行動計解析</li><li>※※</li><li>※※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li></li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><l< td=""><td>mのない。 ①、②kの ③は以 域少要件 総利益 発発 発発を が で で で で で で で で で で で で で</td><td>証明書かますのます。 ではまままままままままままままままままままままままままままままままままままま</td><td>表表行の で で は で は で は は に き は に き は に き に き に き に き に き に き</td><td>確認書が 件③(1)の (資格要 ・資格 ・経営者 ・ハます</td><td>必要 )場合) ē件③(2) B要件③( 保証免際</td><td>2)iv~vi 余対応確</td><td>i の場合) 認書が必</td><td></td><td>ら計画<i>の</i></td><td>)実行状治</td><td>兄等の報</td></l<></ul>	mのない。 ①、②kの ③は以 域少要件 総利益 発発 発発を が で で で で で で で で で で で で で	証明書かますのます。 ではまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	表表行の で で は で は で は は に き は に き は に き に き に き に き に き に き	確認書が 件③(1)の (資格要 ・資格 ・経営者 ・ハます	必要 )場合) ē件③(2) B要件③( 保証免際	2)iv~vi 余対応確	i の場合) 認書が必		ら計画 <i>の</i>	)実行状治	兄等の報

## 新型コロナウイルス感染症の影響により、早期の経営改善に取り組む方に

### 県新型コロナウイルス感染症対応資金(伴走支援型特別保証)【同額借換】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、経営の安定や生産性等の向上を図ることを目的とした制度です。

次の①から③のいずれかに該当し、かつ申込金融機関と対話を通じて作成した経営行動計画書(以下 「計画」という。)を策定した中小企業者。

①セーフティネット4号

中小企業信用保険法(以下「保険法」という。)第2条第5項第4号の規定による認定を受け、危機指定期間内(令和2年2月1日から令和3年12月31日まで)(※3)に保証申込受付、貸付実行された責任共有制度の対象となる5号保証を既往借入金の範囲内の額で借換えるもの(※1)

- ※上記借換保証に責任共有制度の対象外となる保証を含めて借換が可能(ただし合計した既往借入金の節用内の額で借換えるもの)
- ②セーフティネット5号
- 保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受け、責任共有制度の対象除外となる既往借入金を保 道 証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額で借換えるもの(※1)
  - ③—般

次の(1)又は(2) i から vi のいずれかに該当し、責任共有制度の対象除外となる既往借入金を保証協会の 保証付きの既往借入金の範囲内の額で借換えるもの(※1)(※2)

(1)最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること

要

件

- (2) i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iv最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
  - v 最近 1 か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して 5 %以上減少していること
  - vi直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
- ※1:保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く
- ※2:保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証に限る
- ※3:危機指定期間とは、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間で、令和2年2月1日から令和3年12月31日までのこと

保 証 限度額	1 億円 ※資格要件の①、②は一般保証と別枠
保証 割合	100%(責任共有対象外保証)
資金 使途	運転資金(借換専用のため)
返済 方法	一括、分割(5年以内の据置可)
保証 期間	一括 1年以内 分割 10年以内

	資格要件の①	、②は責何	任共有対象	象外・リス	スク考慮型	业対象外料	率					
	区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
	年 率 %					0.85						
	国負担					0.65						
	本人負担					0.20					-	_
	資格要件の③	は責任共	有対象外	・リスク考	5慮型対象	料率						
保	区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
P11	年 率 %	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50		
	国負担	1.05	1.00	0.95	0.90	0.75	0.60	0.50	0.40	0.30		
証	本人負担	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	_	_
	資格要件の①	(②にお)	いて本制原	度の経営者	6保証免防	対応を通	囲する場	合				
	区分	1)	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
料	年 率 %					1.05						
	国負担					0.85						
	本人負担					0.20					_	_
率	資格要件の③	において	本制度の網	圣営者保証	E免除対応	を適用す	る場合					
	区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
	年 率 %	2.40	2.20	2.00	1.80	1.55	1.30	1.10	0.90	0.70		
	国負担	1.25	1.20	1.15	1.10	0.95	0.80	0.70	0.60	0.50		
	本人負担	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	_	_
初华	固定(1.2%) 令和3年4月			.8%のう  年3月3				け付けた	きもの。			
その他	※経営行動計 ※県資格要件のの滞体の ・売上とは、・・売当機とした。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Mのない。 ① (① (② () (② () () (③ () () () () () () () () () () () () ()	証明市の認事がます。 ではまたのでは、本のでは、本のでは、本のでは、本のでは、本のでは、本のでは、、のでは、、	長発行の に対して に対して は、 は、 は、 は、 は、 は、 と が、 は、 は、 と が、 の。 の。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	電認(1)の 件③(1)の (資格要 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	必要 )場合) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	2)iv〜vi 余対応確 とともに	の場合) 認書が必 、中小企	必要 企業者か		)実行状;	兄等の報
	<ul><li>②当初策定し</li><li>③原則として</li></ul>			,但し及(	川可計画	を進める	\$7こめの	経呂文扱	を付つ	ع ک		

### 県チャレンジ応援資金融資保証

中小企業者等が事業の拡大または経済環境に即した異業種への進出のために必要な資金の融資を行うことによ り、中小企業者等の創意ある向上発展を図り、県内産業の健全な発展に繋げることを目的とした制度です。

次の①~③のいずれかに該当し、設備投資を伴うこと

①県内で事業所または設備の新増設等事業を拡大しようとする方

②現在行っている事業を廃業し、県内で異なる業種の事業を開始することにより、事業の転換を図ろう とする方 (開始後6ヶ月未満の方を含む)

③現在行っている事業を継続しながら、県内で異なる業種の事業を継続することにより、経営の多角化 要 を図ろうとする方 (開始後6ヶ月未満の方を含む) 件

※異なる業種とは、現在行っている業種において日本標準産業分類の小分類(3桁)が異なる業種のこ とをいいます。

保 証 普通保証 2 億円 無担保保証8.000万円 限度額

保証 80% (責任共有保証) 割合

箵

格

使涂

証料

運転資金、設備資金、運設資金 資金

※運転資金のみの利用は不可

(運転資金は運設資金を設備と運転に分割して借入する場合適用) ※運転資金は8.000万円以下かつ設備資金の1/3以下であること

返済 分割(1年以内の据置可) 方法

保証 運転資金10年 設備資金・運設資金15年 期間

責任共有基本料率より県の補助あり

区分 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) 担保 会計参与 年 率 % 1.90 1.75 1.55 1.35 1.15 1.00 0.80 0.60 0.45 県 負 担 0.70 0.70 0.70 0.70 0.70 0.70 0.70 0.60 0.45 本人負担 1.05 0.85 0.65 0.30 0.10 0.00 0.00 1.20 0.45  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 

貸付 金融機関所定 利率

※県税の滞納の無い証明書が必要

※借換可(ただし、借換金額は新規融資の1/3以下)

### 県チャレンジ応援資金融資保証 (小規模企業枠)

中小企業者等が事業の拡大または経済環境に即した異業種への進出のために必要な資金の融資を行うことにより、中小企業者等の創意ある向上発展を図り、県内産業の健全な発展に繋げることを目的とした制度です。

次の①~③のいずれかに該当する小規模企業者であり、設備投資を伴うこと

- ①県内で事業所または設備の新増設等事業を拡大しようとする方
- ②現在行っている事業を廃業し、県内で異なる業種の事業を開始することにより、事業の転換を図ろうとする方 (開始後6ヶ月未満の方を含む)
- ③現在行っている事業を継続しながら、県内で異なる業種の事業を継続することにより、経営の多角化を図ろうとする方(開始後6ヶ月未満の方を含む)
- ※異なる業種とは、現在行っている業種において日本標準産業分類の小分類 (3桁) が異なる業種のことをいいます。

格 【小規模企業者とは下記(1)~(6)のいずれかに該当すること】

(1)保証の対象となる事業を行う会社および個人であって、常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下のもの(②に掲げるものを除く)

(2)保証の対象となる事業を行う会社および個人であって、常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下のもの

(3)事業協同小組合であって、保証の対象となる事業を行うもの、またはその組合員の3分の2以上が保証の対象となる事業を行うもの

- (4)保証の対象となる事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの
- (5)保証の対象となる事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの
- (6)医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの(上記 $(1)\sim(5)$ に掲げるものを除く)

# 保 証 5,000万円

保証割合 80% (責任共有保証)

運転資金、設備資金、運設資金

資金 使途

資

要

件

※運転資金のみの利用は不可

(運転資金は運設資金を設備と運転に分割して借入する場合適用)

※運転資金は設備資金の1/3以下であること

返済 方法

分割(1年以内の据置可)

保証 期間

料率

運転資金10年 設備資金・運設資金15年

保証

### 責任共有基本料率より県の補助あり

区分	1)	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
県 負 担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	_	_

貸付 利率 金融機関所定もしくは固定 (1.70%)

その ※県税の滞納の無い証明書が必要

※借換可(ただし、借換金額は新規融資の1/3以下)

### 県チャレンジ応援資金融資保証(認定枠)・県チャレンジ応援資金融資保証(奈良の木枠)

中小企業者等が事業の拡大または経済環境に即した異業種への進出のために必要な資金の融資を行うことにより、中小企業者等の創意ある向上発展を図り、県内産業の健全な発展に繋げることを目的とした制度です。

次の①~③のいずれかに該当し、設備投資を伴うこと

- ①県内で事業所または設備の新増設等事業を拡大しようとする方
- ②現在行っている事業を廃業し、県内で異なる業種の事業を開始することにより、事業の転換を図ろうとする方(開始後6ヶ月未満の方を含む)

資 とする方 (開始後6ヶ月木満の方を含む) ③現在行っている事業を継続しながら、県内で異なる業種の事業を継続することにより、経営の多角化 を図ろうとする方 (開始後6ヶ月未満の方を含む)

※異なる業種とは、現在行っている業種において日本標準産業分類の小分類 (3桁) が異なる業種のことをいいます。

#### 【認定枠】

上記①~③のいずれかに該当する方で、優れた事業計画を有するとして知事の認定を受けた方

- ・中小企業等経営強化法第8条第3項の経営革新計画の承認を受けたもの
- ・やまと創業インキュベータ入居者(過去3年以内の入居許可を含む)
- ・奈良起業家創出促進事業(ビジコン奈良)入賞者件

#### 【奈良の木枠】

上記①~③のいずれかに該当する方で、奈良の木を利用した優れた事業計画を有するとして知事の認定を受けた方

・奈良県産材を建築物の内外装の見える部分に一定量以上使用する方

# 保 証 5,000万円

保証 割合 80% (責任共有保証)

運

格

要

運転資金、設備資金、運設資金

資金 ※運転資金のみの利用は不可 使途 (運転資金は運設資金を設備と運転に分割して借入する場合適用)

※運転資金は設備資金の1/3以下であること

返済 方法 分割(1年以内の据置可)

保証、宝=-次

運転資金10年 設備資金・運設資金15年

#### 責任共有基本料率より県の補助あり

保	
証	
教	
平	

他

期間

区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
県 負 担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-	_

#### 貸付 利率 0%

※県税の滞納の無い証明書が必要

そ ※事業計画書が必要 ※知事の認定書が必

※知事の認定書が必要(県地域産業課、県奈良の木ブランド課)

※認定年度内の融資実行が必要

※借換不可

### 県地域未来投資促進資金保証

地域で伸びゆく成長分野への投資を促進するため、中小企業者による付加価値額の向上が期待できるさまざま な投資事業のために必要な資金の融資をおこなうことにより、中小企業の向上発展を図り、県内雇用の創出と 本県産業の振興に繋げることを目的とした制度です。

地域未来投資促進法に基づき地域経済牽引事業計画について奈良県知事の承認を受けた事業者で、その 資格 要件 承認に係る地域経済牽引事業計画に従って事業を行うこと

保証 普通保証 2 億円 無担保保証8,000万円 限度額 ※一般保証と別枠

保証 80% (責任共有保証) 割合

資金 運転資金、設備資金、運設資金 使途

返済 分割(1年以内の据置可) 方法

保証 運転資金7年 設備資金・運設資金15年 期間

### 責任共有基本料率より県の補助あり

保証料率

区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
県 負 担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-	_

#### 貸付 金融機関所定 利率

その ※県税の滞納の無い証明書が必要

※知事の認定書が必要(県企業立地推進課 企業誘致係)

※借換不可

# 創業をお考えの方に、創業から5年までの方に

### 県創業支援資金保証・県創業離職者等起業促進支援保証・県創業認定特定支援保証

創業を支援するために必要な資金の保証を行うことにより、中小企業の創意ある向上発展を図り、県内中小企業の振興に繋げることを目的とした制度です。

< 創業される方> ①次の(1)~(3)のいずれかに該当し、事業開始の具体的計画を有する創業者 (1)事業を営んでいない個人が貸付実行日から1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する もの(認定特定創業支援等事業により支援を受けた創業者については6ヶ月以内) 箵 (2)事業を営んでいない個人が貸付実行日から2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開 始する具体的計画を有するもの(認定特定創業支援等事業により支援を受けた創業者については 6ヶ月以内) (3)中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの <創業から5年までの方> 格 ②次の(1)~(4)のいずれかの創業者である中小企業者であって、事業を開始又は会社を設立した日以後5 年を経過していないもの (1)事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの (1)事業を営んでいない個人に当場であった。 (2)事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの (3)会社が新たに会社を設立した会社であって、その日以後5年を経過していないもの (4)川に該当するものが新たに会社を設立しその事業を承継させた会社であって、(1)が事業を開始した 要 日以後5年を経過していないもの 【離職者等起業促進支援】 上記①もしくは②に該当する方で次のア、イのいずれかの知事の確認を受けた方 知事確認申請日前5年以内に勤務先を離職した方 イ. 知事確認申請日において60歳以上の方 【認定特定創業支援等事業による支援を受けた方】 件 上記①もしくは②に該当する方で特定支援事業を受け、市町村長の証明を受けた方 3.500万円 限度額 保証 100% (責任共有対象外保証) 割合 資金使涂 運転資金、設備資金、運設資金 返済 分割(1年以内の据置可) 方法 保証 7年 期間 責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率より県の補助あり 区分 (2) (4) (5) (7) (8) (9) 扣保 会計参与 (3) (6) 年 率 % 1.00 商工会経由は 0.70 (0.30 割引) 県 負 担 0.20 0.80 商工会議所・商工会経由は 0.50 本人負担 保 紅紅料率 ※スタートアップ創出促進保証制度利用の場合は、年率0.20上乗せ(本人負担1.00 商工会経由は0.70) 離職者および認定特定支援 責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率より県の補助あり 区分 (1) (2) (3) (4) (5) (6) 担保 会計参与 年 率 % 1.00 県 負 扣 1.00 0.00 (本人負担なし) 本人負担 ※スタートアップ創出促進保証制度利用の場合は、年率0.20上乗せ(本人負担0.20) 貸付利率 固定(1.575%) ※県税の滞納の無い証明書が必要 ※創業・再挑戦計画書、自己資金確認書が必要 そ ※離職者起業促進支援は知事の確認書が必要(県地域産業課) ※離職書起業促進支援は認定年度内の融資実行が必要  $\sigma$ ※認定特定創業支援等事業により支援を受けた創業者については市町村長の証明書が必要 ※商工会議所・商工会経由については、申込書を商工会議所・商工会に提出し、証明書が必要 ※スタートアップ創出促進保証利用の場合は、スタートアップ創出促進保証 (P6) の条件を満たすこと 他 ※借換不可

### 県創業支援資金認定枠・県創業支援資金奈良の木枠

創業を支援するために必要な資金の保証を行うことにより、中小企業の創意ある向上発展を図り、県内中小企 業の振興に繋げることを目的とした制度です。

#### <創業される方>

- ①次の(1)~(3)のいずれかに該当し、事業開始の具体的計画を有する創業者
  - (1)事業を営んでいない個人が1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの
  - (2)事業を営んでいない個人が2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計 画を有するもの
  - (3)中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的 計画を有するもの

#### <創業から1年までの方> 箵

- ②次の(1)~(4)のいずれかの新規中小企業者
- (1)事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後1年を経過していないもの
- (2)事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後1年を経過していない 格
  - (3)会社が新たに会社を設立した会社であって、その日以後1年を経過していないもの
  - (4)(1)に該当するものが新たに会社を設立しその事業を承継させた会社であって、(1)が事業を開始した 日以後1年を経過していないもの

#### 【認定枠】

要

件

上記①もしくは②に該当する方で、優れた事業計画を有するとして知事の認定を受けた方

- ・認定経営革新等支援機関等の支援を受け「ビジネスモデルの新規性・独創性」が備わった事業計画 を策定された方
- ・やまと創業インキュベータ入居者(過去3年以内の入居許可を含む)
- ・奈良起業家創出促進事業(ビジコン奈良)入賞者
- ・奈良県立なら食と農の魅力創造国際大学校(NAFIC)フードクリエイティブ学科を卒業した方

#### 【奈良の木枠】

上記①もしくは②に該当する方で、奈良の木を利用した優れた事業計画を有するとして知事の認定を 受けた方

・奈良県産材を建築物の内外装の見える部分に一定量以上使用する方

#### 保 証限度額 1,500万円

保証 100% (責任共有対象外保証) 割合

#### 資金 運転資金、設備資金、運設資金 使涂

#### 返済 分割(1年以内の据置可) 方法

#### 保証 7年 期間

保 証料

#### 責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率より県の補助あり

区分	(1)	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率 %					1.00						
県 負 担					1.00						
本人負担	0.00 (本人負担なし)									_	_

※スタートアップ創出促進保証制度利用の場合は、年率0.20上乗せ(本人負担0.20)

#### 貸付 0% 利率

※県税の滞納の無い証明書が必要

※創業・再挑戦計画書、自己資金確認書が必要

※知事の認定書が必要(県地域産業課、奈良の木ブランド課)

その ※認定年度内の融資実行が必要 他

※スタートアップ創出促進保証利用の場合は、スタートアップ創出促進保証(P6)の条件を満たすこと ※借換不可

### 県創業支援資金南部東部枠

創業を支援するために必要な資金の保証を行うことにより、中小企業の創意ある向上発展を図り、県内中小企 業の振興に繋げることを目的とした制度です。

#### <創業される方>

- ①次の(1)~(3)のいずれかに該当し、事業開始の具体的計画を有する創業者
  - (1)事業を営んでいない個人が1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの
- (2)事業を営んでいない個人が2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計 画を有するもの
- (3)中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的 計画を有するもの
- <創業から1年までの方>
- 格 ②次の(1)~(4)のいずれかの新規中小企業者
  - (1)事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後1年を経過していないもの
- (2)事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後1年を経過していない 要
  - (3)会社が新たに会社を設立した会社であって、その日以後1年を経過していないもの
  - (4)(1)に該当するものが新たに会社を設立しその事業を承継させた会社であって(1)が事業を開始した日 以後1年を経過していないもの

#### 【南部東部枠】

上記①もしくは②に該当する方で、県南部地域・東部地域で創業を予定又は事業を営んでおり、認定 経営革新等支援機関の支援を受けた者であるとして知事の認定を受けた方

≪対象市町村≫

五條市、吉野郡、御所市、高市郡、宇陀市、山辺郡、宇陀郡

#### 保 証 1.500万円 限度額

箵

件

保証 100% (責任共有対象外保証) 割合

資金 運転資金、設備資金、運設資金 使涂

仮済 分割(1年以内の据置可) 方法

保証 7年 期間

#### 責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率より県の補助あり

区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率 %					1.00						
県 負 担					1.00						
本人負担	0.00 (本人負担なし)									_	_

※スタートアップ創出促進保証制度利用の場合は、年率0.20上乗せ(本人負担0.20)

#### 貸付 0% 利率

の他

保証料率

※県税の滞納の無い証明書が必要

※創業・再挑戦計画書、自己資金確認書が必要

※知事の認定書が必要(県地域産業課)

※認定年度内の融資実行が必要

※スタートアップ創出促進保証利用の場合は、スタートアップ創出促進保証 (P6) の条件を満たすこと ※借換不可

### 県女性・若者・シニア・UIJターン創業支援資金

創業を支援するために必要な資金の保証を行うことにより、中小企業の創意ある向上発展を図り、県内中小企業の振興に繋げることを目的とした制度です。

#### <創業される方>

- ①次の(1)~(3)のいずれかに該当し、事業開始の具体的計画を有する創業者
  - (1)事業を営んでいない個人が1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの
- (2)事業を営んでいない個人が2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの
- (3)中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの

#### <創業から1年までの方>

- ②次の(1)~(4)のいずれかの新規中小企業者
- (1)事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後1年を経過していないもの
- (2)事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後1年を経過していない もの
- (3)会社が新たに会社を設立した会社であって、その日以後1年を経過していないもの
- (4)(1)に該当するものが新たに会社を設立しその事業を承継させた会社であって、(1)が事業を開始した 日以後1年を経過していないもの

#### 件【女性・若者・シニア・UIJターン】

上記①もしくは②に該当する方で、次のア〜エのいずれかに該当し、認定経営革新等支援機関の支援を受けた者であるとして知事の認定を受けた方

- ア. 女性
- イ. 35歳未満の方
- ウ.55歳以上の方
- エ. UIJターン該当者(申請日前1年以内に県外から県内に住所を定めた者をいう)

#### 保証 限度額 1,500万円

箵

格

要

保証 割合 100% (責任共有対象外保証)

資金 運転資金、設備資金、運設資金 使途

返済 方法 分割 (1年以内の据置可)

保証 7年

#### 責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率より県の補助あり

区分	1)	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率 %					1.00						
県 負 担					1.00						
本人負担	1.00 (本人負担なし)									_	_

※スタートアップ創出促進保証制度利用の場合は、年率0.20上乗せ(本人負担0.20)

#### 貸付 利率 0%

その

仙

保証料率

※県税の滞納の無い証明書が必要

※創業・再挑戦計画書、自己資金確認書が必要

※知事の認定書が必要(県地域産業課)

※認定年度内の融資実行が必要

%スタートアップ創出促進保証利用の場合は、スタートアップ創出促進保証 (P6) の条件を満たすこと %借換不可

### 県創業支援資金飲食店認定枠

創業を支援するために必要な資金の保証を行うことにより、中小企業の創意ある向上発展を図り、県内中小企業の振興に繋げることを目的とした制度です。

- <創業される方>
- ①次の(1)~(3)のいずれかに該当し、事業開始の具体的計画を有する創業者
  - (1)事業を営んでいない個人が1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの
  - (2)事業を営んでいない個人が2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの
  - (3)中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの
- 格 <創業から1年までの方>
  - ②次の(1)~(4)のいずれかの新規中小企業者
  - (1)事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後1年を経過していないもの
  - (2)事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後1年を経過していない もの
    - (3)会社が新たに会社を設立した会社であって、その日以後1年を経過していないもの
    - (4)(1)に該当するものが新たに会社を設立しその事業を承継させた会社であって、(1)が事業を開始した 日以後1年を経過していないもの

#### 【飲食店認定枠】

上記①もしくは②に該当する方で、魅力ある飲食店を創業しようとするものとして知事の認定を受けた方

## 保 証 1,500万円

資

要

件

保証 割合 100% (責任共有対象外保証)

資金 運転資金、設備資金、運設資金 使途

返済 方法 分割 (1年以内の据置可)

保証 7年

#### 責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率より県の補助あり

区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率 %					1.00						
県 負 担					1.00						
本人負担	0.00 (本人負担なし)									_	_

※スタートアップ創出促進保証制度利用の場合は、年率0.20上乗せ(本人負担0.20)

#### 貸付 利率 0%

その

他

保証料率

※県税の滞納の無い証明書が必要

※創業・再挑戦計画書、自己資金確認書が必要

※知事の認定書が必要(県産業振興センター 創業・経営支援部 商業・サービス産業課)

※認定年度内の融資実行が必要

\*\* スタートアップ創出促進保証利用の場合は、スタートアップ創出促進保証 (P6) の条件を満たすこと \*\* 借換不可

### 県創業支援資金宿泊施設認定枠

創業を支援するために必要な資金の保証を行うことにより、中小企業の創意ある向上発展を図り、県内中小企業の振興に繋げることを目的とした制度です。

- <創業される方>
- ①次の(1)~(3)のいずれかに該当し、事業開始の具体的計画を有する創業者
  - (1)事業を営んでいない個人が1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの
- (2)事業を営んでいない個人が2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの
- (3)中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの
- <創業から1年までの方>
- ②次の(1)~(4)のいずれかの新規中小企業者
- (1)事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後1年を経過していないもの
- (2)事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後1年を経過していない もの
  - (3)会社が新たに会社を設立した会社であって、その日以後1年を経過していないもの
  - (4)(1)に該当するものが新たに会社を設立しその事業を承継させた会社であって、(1)が事業を開始した 日以後1年を経過していないもの

#### 【飲食店認定枠】

上記①もしくは②に該当する方で、宿泊施設を創業しようとするものとして知事の認定を受けた方

## 保 証 1,500万円

保証 割合

箵

格

要

件

100%(責任共有対象外保証)

資金

運転資金、設備資金、運設資金

返済 方法

分割(1年以内の据置可)

保証 期間

7年

### 責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率より県の補助あり

保証料率

区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率 %					1.00						
県 負 担					1.00						
本人負担				0.00 (	本人負担				_	_	

※スタートアップ創出促進保証制度利用の場合は、年率0.20上乗せ(本人負担0.20)

貸付 利率 0%

※県税の滞納の無い証明書が必要

※創業・再挑戦計画書、自己資金確認書が必要

その ※知事の認定書が必要(県企業立地推進課 企業立地推進係)

※認定年度内の融資実行が必要

%スタートアップ創出促進保証利用の場合は、スタートアップ創出促進保証 (P6) の条件を満たすこと %借換不可

## 働きやすい職場づくりをお考えの方に

### 県働き方改革推進企業等応援資金保証

働きやすい職場作りや従業員の処遇改善に積極的に取り組む中小企業者等に対し、必要な資金調達を支援することにより、働き方改革の推進を図り、県内中小企業者の振興に繋げることを目的とした制度です。

次の①~③のいずれかに該当すること

- ①次の(1)~(6)のいずれかに該当する方
- (1)「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」の登録を受けた方
  - (2)「奈良県福祉・介護事業所認証制度」の認証を受けた方
- 格 (3)「なら女性活躍推進倶楽部会員」の登録を受けた方
  - (4)「次世代育成支援対策推進法」に基づく認定(くるみん認定)を受けた方
- 要 (5)「女性活躍推進法」に基づく認定(えるぼし認定)を受けた方
  - (6)「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づく認定(ユースエール認定)を受けた方
- 件 ②所得拡大促進税の適用を受けた方
  - ③県内で職場環境および福利厚生の充実を図る施設・設備の整備を行う方であって、知事の認定を受けた方

保 証 5,000万円

箵

保証 割合 80% (責任共有保証)

資金 使途 運転資金、設備資金、運設資金 ※上記③に該当する場合、運転のみの利用は不可

返済 方法 分割 (1年以内の据置可)

保証 7年

保証料率

責任共有基本料率より県の補助あり

区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
県 負 担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	_	_

貸付 金融機関所定

※県税の滞納の無い証明書が必要

- そ ※③について知事の認定書が必要(県雇用政策課)
- の ※①、②について各登録証、認定証等の写しが必要
- 他 ※認定年度内の融資実行が必要

## 電力供給不足への対策をお考えの方に

### 県新エネルギー等対策資金保証

電力供給不足による中小企業者等の事業継続リスクの回避及びエネルギーコストの削減の取組み推進を図り、 県内中小企業の振興に繋げることを目的とした制度です。

次の①~④のいずれかの設備等を導入する方として、知事の認定を受けた方

- ①再生可能エネルギーを活用する設備等
- ②省エネルギーに資する設備等
- ③革新的なエネルギーの高度利用技術を活用する設備等
  - ④その他、エネルギーの高度・効率的な利用に資する設備等
  - ※設備の設置は県内に限る

保 証 普通保証 2 億円 無担保保証8.000万円 限度額

保証 80% (責任共有保証) 割合

資金 設備資金 使涂

返済 分割(1年以内の据置可) 方法

保証 15年 期間

保証料率

#### **責任共有基本料率より県の補助あり**

区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
県 負 担	0.94	0.89	0.85	0.81	0.77	0.72	0.68	0.60	0.45		
本人負担	0.96	0.86	0.70	0.54	0.38	0.28	0.12	0.00	0.00	0	0

貸付 金融機関所定 利率

※県税の滞納の無い証明書が必要 ※知事の認定書が必要(県地域産業課) ※認定年度内の融資実行が必要

## 宿泊施設の開業をお考えの方に

### 

県内で宿泊施設を新たに開業しようとする者又は宿泊施設事業者に対し必要な資金を融資することにより、奈良県の観光力向上を図ることを目的とした制度です。

| 県内で宿泊施設を開業しようとする次の①、②いずれかに該当する方で、その事業計画について知事の | 認定を受けた方

貧格要:

①県内で宿泊業に進出しようとする方で次の(1)または(2)に該当する方

(1)現在行っている事業を廃業し宿泊業を開始することにより事業の転換を図ろうとする方 (2)現在行っている事業を継続しながら宿泊業を開始することにより経営の多角化を図ろうとする方

②既存宿泊施設事業者であって、新たに宿泊施設を開業しようとする方

保証 普通保証 2 億円 無担保保証8,000万円

保証割合8

80%(責任共有保証)

資金 使途 運転資金、設備資金、運設資金

※運転資金のみの利用は不可

(運転資金は運設資金を設備と運転に分割して借入する場合適用)

返済 分

☆ 分割(1年以内の据置可)

保証 期間

運転資金10年 設備資金・運設資金20年

#### 責任共有基本料率より県の補助あり

保証料率

区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
県 負 担	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45		
本人負担	0.90	0.75	0.55	0.35	0.15	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0

貸付利率

固定(1.75%) ※5年間上限2%(融資利率が2%未満の場合はその率)の利子補給あり

その他

※県税の滞納の無い証明書が必要

※知事の認定書が必要(県企業立地推進課 企業立地支援係)

※認定年度内の融資実行が必要

## 宿泊施設の増改築や設備入替をお考えの方に

### 県宿泊施設増改築・設備整備支援資金保証

県内既存の宿泊施設事業者に対し施設の強化整備に必要な資金を融資することにより、魅力向上を図り、奈良 県の観光力向上に繋げることを目的とした制度です。

資格要件

県内で宿泊施設を営む中小企業者であって、次の①および②のいずれにも該当するとして知事の認定を受けること

- ①経営理念および方針が明確に示された具体的な事業計画を策定していること
- ②前号①の事業計画に則って施設の増築、改築または設備の設置を行うこと

保証 限度額 普通保証 2 億円 無担保保証8,000万円

保証 割合

80% (責任共有保証)

資金 使途

設備資金

返済方法

分割(1年以内の据置可)

保証 期間

設備資金20年

#### 責任共有基本料率より県の補助あり

保
証
料
玆

区分	1)	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
県 負 担	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45		
本人負担	0.90	0.75	0.55	0.35	0.15	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0

貸付 利率

| 固定(1.75%) ※5年間上限2%(融資利率が2%未満の場合はその率)の利子補給あり

その他

※県税の滞納の無い証明書が必要

そ ※知事の認定書が必要(県企業立地推進課 企業立地支援係)

※認定年度内の融資実行が必要

## 事業承継をお考えの方に

### 県事業承継支援資金融資保証

中小企業者の事業承継を支援するために必要な資金の融資を行い、県内経済を支える中小企業者の優れた技術の伝承や雇用維持を図り、県内中小企業の振興に繋げることを目的とした制度です。

県内で事業承継を行い、または行おうとする方で、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法 律」に基づく知事の認定を受けた方 【経営承継関連型】 資 経営承継関連保証に準じる 【特定経営承継関連型】 格 特定経営承継関連保証に準じる 【経営承継準備関連型】 経営承継準備関連保証に準じる 要 【特定経営承継準備関連型】 特定経営承継準備関連保証に準じる 件 【一般保証型】 奈良県事業承継・引継ぎ支援センターまたは認定経営革新等支援機関の支援を受けて策定した事業承 継計画に基づき事業を譲りうけようとする方 保証 1 億円 限度額 保証 80% (責任共有保証) 割合 資金 運転資金、設備資金、運設資金 使涂 返済 分割(1年以内の据え置き可) 方法 保証 10年 期間 【特定承継準備関連型】以外 責任共有基本料率より県の補助あり 区分 (2) (3) (1) (4) (5) (6) (7) (8) (9) 担保 会計参与 年率% 1.90 1.75 1.55 1.35 1.00 0.80 0.60 0.45 1.15 県負担 1.90 1.75 1.55 1.35 1.15 1.00 0.80 0.60 0.45 保証料率 本人負担 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 【特定承継準備関連型】責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率より県の補助あり 区分 1 (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) 扣保 会計参与 年率% 1.15 県 負 担 1.15 0.00 (本人負担なし) 本人負担

貸付 利率

金融機関所定もしくは固定(1.575%)

その他

※経済産業大臣(申請については県知事)の認定書が必要

## 研究開発をお考えの方に

### 県研究開発支援資金保証

研究開発を行うために必要な資金を融資することにより創意ある向上発展を図り、県内産業の健全な発展に繋 げることを目的とした制度です。

資格 新製品や新サービスの提供等に向け、実証研究や試作品製造等の研究開発を行う方で、優れた研究開発 要件 計画を有するとして知事の認定を受けた方

保 証 限度額 5,000万円

保証割合 80% (責任共有保証)

資金 運転資金、設備資金、運設資金 使途

返済 方割 (5年以内の据置可)

保証 期間 15年

#### 責任共有基本料率より県の補助あり

保証料率

区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
県 負 担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	_	_

貸付 利率

0%

その他

※県税の滞納の無い証明書が必要

※知事の認定書が必要(県地域産業課)

※認定年度内の融資実行が必要

## 小売業・サービス業で設備投資をお考えの方に

### 県インバウンド等対応資金保証

県内で外国人観光客の買物やサービス需要等を取り込むための環境整備に取り組む中小企業者に対し、必要な 資金調達を支援することによりおもてなし産業の振興を図り、県内中小企業者の振興に繋げることを目的とし た制度です。

県内で小売業またはサービス業(飲食業、旅館業等)を営む方のうち、外国人観光客の買い物やサービス需要等を取り込むための環境整備に取り組む方

#### 【設備資金】

次の①~⑧の整備に該当するもの

- ①免税対応機器
- 資 ②外国語標記による案内標識
  - ③外国語案内ツール(外国語ホームページ、アプリ等)
- 格 ④外国向けEC市場販路開拓に係る設備
  - ⑤クレジットカード対応機器等キャッシュレス対応機器
  - 更 ⑥Wi-Fi設備
    - ⑦洋式トイレ化
- 件 ⑧店舗改装

#### 【運転資金】

次の①~③に該当するもの

- ①従業員に対する語学研修に必要な経費
- ②新たに従業員を雇用するのに要する経費
- ③設備導入に伴い必要となる経費

## 保 証 5,000万円

保証割合 80% (責任共有保証)

資金 使途 運転資金、設備資金、運設資金

返済 方法 分割 (1年以内の据置可)

保証 期間 運転資金10年 設備資金、運設資金15年

#### 責任共有基本料率より県の補助あり

区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
県 負 担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	_	_

## 貸付 金融機関所定

保証料率

そ ※県税の滞納の無い証明書が必要

他 ※借換不可

# 奈良市内で事業をされている方に

### 奈良市事業設備保証・奈良市事業運転保証・奈良市短期事業保証

奈良市内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的とした制度です。

U/LIT	1.712	₹ C 9 °												
資格要件	(	法人:主	 )を満たす i内に住居 たは事業 たる事業 所在	号(住民3 美所を有	する	1	法人:	②を満た 市内に信 または事 主たる事 が所在	主居(住居 事業所を	有する	次の① ①個人 法人	、: 市内 また(	は事業所 る事業所	(本店登記)
保 証 限度額	1	,500万円				1,0	.000万円	l			500万F	<del>"</del>		
保証 割合	8	0%(責任	共有保証			80	0%(責作	任共有保	(証)		80% (	責任共有	有保証)	
資金 使途	ā	设備資金、	運設資金	:		運	転資金、	運設資	金		運転資	金、設備	講資金、	運設資金
返済 方法	5	別(半年	以内の据	置可)		分	割(半年	年以内の	据置可)		分割(	半年以内	内の据置	可)
保証 期間	E	5年				4	年				1年			
保証料率		【事業設備 責任共有基 区分 年 率 % 市 負 担 本人負担	本料率 ① 1.90 1.33			動 5 9		⑤ 1.15 0.81 <b>0.34</b>	6 1.00 0.70 <b>0.30</b>	⑦ 0.80 0.56 <b>0.24</b>	8 0.60 0.42 <b>0.18</b>	<ul><li>9</li><li>0.45</li><li>0.32</li><li>0.13</li></ul>	担保	会計参与
貸付利率	숲	· 融機関所		%以下)		金	融機関原	所定(1.	50%以7	₹)	金融機	関所定	(1.50%	以下)
借換		下制度のみ 【借換条件 ①残高るる で同一金 ②同一と ③返ない ない 3 3 3 3 4 4 4 4 4 7 8 7 8 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	】 初の融資 と 機関での の条件変	)借換で 変更をし	ある	(1) (2) (3)	制度のる 【借換条体 ) で同っと を を が に り に と 済 な い に る な が い る る 。 の に る が 。 の に る ら る ら る ら 。 ら る ら る ら 。 ら る ら 。 ら 。 ら	件】 当初の融 こと 融機関で 和の条件	:資額の1 での借換 ‡変更を	である	【借換 ①残で同こ ② ② 3 ない	ること 金融機 緩和の こと	D融資額 関での借	の1/2以下 請換である 見をしてい
その他		※奈良市制 ※取扱い金 りそな銀 信用金庫	融機関 行・京都	羽銀行・「	関西み	451	い銀行・	南都銀						。) È庫・大和

## 奈良市内で事業をされている方に

### 奈良市特別小口保証・奈良市小口零細保証・奈良市創業関連保証

奈良市内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的とした制度です。

した申	刊長です。														
資格要件	【特別①におりのでは、100円の内内では、100円の内内では、100円の内内では、100円の内内では、100円の内内では、100円のでは、	を住いを所市か要よ外が満に、当の割をるす他保るするでは、場では完終しているがでいる。	- 1年1年1 1き1名 1たは法 1納 1説税証明 1会で使用 1を使用	人税書の引小たした	②市税を ③全国小 要件を ※当協会 む保証	③ 市 市 ま 主 記 に に に に に に に に に に に に に	注居(住居 語業所( 所在 注業保証 と業保証 も協が2,00	有する登 本店登 制度の 含	次①では、次のでは、次のでは、次のでは、できません。 (3) (4) (4) (4) (5) (5) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6	に居業が に事業が に事業が は関連体が は関連体が に は関連ない。	) 、また 計画を有 ついて、 計画を有	る (創業 は事業を する 「事業」 「する」 「する」 「ずる」			
保 限度額	1,000万円				運転資金 設備・運		0万円 0万円		1,0007	刑					
保証割合	100%(責任	共有対象	外保証	()	100%(責	<b>近</b> 任共有	対象外係	(証)	100%	(責任共	有対象外	<b>小保証</b> )			
資金使途	運転資金、認	设備資金.	、運設資	金	運転資金、	、設備資	金、運	设資金	運転資	金、設備	講資金、	運設資金			
返済 方法	分割(半年以	以内の据	置可)		分割(半	年以内の	据置可)		分割(	半年以内	りの据置	可)			
保証 期間	運転3年 討	设備・運	設4年		運転4年	設備・	運設 5 年	Ŧ	運転4	年 設備	崩・運設	5年			
	【特別小口】	【特別小口】責任共有対象外・リスク考慮型対象外料率より奈良市の補助あり													
	区分 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ 担保 益計参与														
	年 率 %														
	市負担					0.56									
	本人負担					0.24					_	_			
	【小口零細】	責任共有法	対象外基	本料率	より奈良市の	)補助あり									
保	区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与			
保証料率	年 率 %	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50					
本本	市負担	1.54	1.40	1.26	5 1.12	0.95	0.77	0.63	0.49	0.35					
-	本人負担	0.66	0.60	0.54	1 0.48	0.40	0.33	0.27	0.21	0.15	0	_			
	【創業関連】	責任共有	対象外・	リスク	考慮型対象外	料率より	奈良市の	補助あり							
	区分	1)	2	(3)	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与			
	年 率 %					1.00									
	市負担					0.70									
	本人負担					0.30					_	_			
貸付 利率	金融機関所定	Ē (1.009	%以下)		金融機関	所定(1.	00%以7	<)	金融機	関所定	(1.00%	以下)			
借換	市制度のみ借換す 【借換条件】 ①残高が当初の配 ②同一金融機関で ③返済緩和の条件 ④延滞していない	・ 性資額の1/2 での借換でる ‡変更をし <sup>*</sup>	あること		市制度のみ借 【借換条件】 ①残高が当初 ②同一金融機 ③返済緩和の ④延滞してい	りの融資額の 機関での借扱 )条件変更を	きであること	Ŀ	②同一金 ③返済緩	件】 当初の融資 融機関での	借換である 更をしてい				
その他		<sup>独機関</sup> テ・京都	銀行・開	関西み	業のみ特別 らい銀行 京都中央信	<ul><li>南都銀</li></ul>									

# 大和高田市内で事業をされている方に

### 大和高田市特別保証・大和高田市小口保証・大和高田市創業者支援保証

大和高田市内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的とした制度です。

めとし	JΤ	制度です。												
資格要件		る 法人:市 登 本	内台こ内記市て司も確とにさのい一事実1に。1れ住る事業で1年 年て民こ業をあ	以録 以お税とを継る はな 上りが。営続こ を続こ でした	いがつさお営	(	だ 法人: 法人:	市本る市登本れ上後が内台こ内記市で同も確にていた。1 お信る事業で	年記年に民こ業を継るでは、当時のでは、一年に民こ業を継んでは、一年の主義を制める。当時のでは、日本の主義を制める。当時のでは、日本の主義を制める。	れ 本 課 んしとい がつさ お営	次① かんである である でんしょう かんしょう かんしょう はんしょう かんしょう かんしょ かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ	で創者とが込めて制業、しあ可能を	満たすこ して1年 または常 で創業する方 (み	未満の中 内 る な 事 と ま ま き も り ま き い り り り ま う ま う ま う ま う ま う ま う ま う ま う ま
保 証限度額		転資金 3備・運設	1,000万 1,500万			5	00万円				1,000万	i円		
保証 割合	80	0%(責任共	共有保証.	)		8	0%(責任	£共有保	証)		100%	(責任共	有対象外	<b>小保証</b> )
資金 使途	通	転資金、認	设備資金、	運設資	金	追	重転資金、	設備資	金、運設	设金	運転資:	金、設備	資金、注	軍設資金
返済 方法	分	割(半年以	火内の据記	置可)		5.	分割 (半年	⋿以内の	据置可)		分割(	半年以内	の据置	可)
保証 期間	通	転5年 説	设備・運	設7年		į	重転5年	設備・	運設7年	F	運転 5 4	年 設備	・運設	7年
		【特別】【小口】 責任共有基本料率より大和高田市の補助あり												
		区分	1	2	3		4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
		年率%	1.90	1.75	1.5		1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
保		市負担	1.90	1.75	1.5	-	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
保証料率		本人負担	0.00	0.00	0.0	10	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	_	_
率		【創業者支	援】責任	E共有対象	象外・	را •	ノスク考慮	型対象	外料率。	り大和	高田市の	補助あ	り	
		区分	1	2	3	)	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
		年 率 %						1.00						
		市負担						1.00						
		本人負担						0.00					_	_
貸付利率	1.	8%より0.9	%を補給	ì			を融機関所 として 1 /2		1.00%	を上限		関所定。 1 /2を補		%を上限
借換	(1) (2)	制度のみ借 【借換条件】 列残高が当初 あること )同一金融機 )大和高田市	の融資額関での借	換である。	 2 と	(1)	5制度のみ 【借換条件 〕残高が当 あること ②同一金融 ③大和高田	】 初の融資 機関での	借換であ	ること	【借換条 ①残高が あるで ②同一金 ③資格要	が当初の こと 会融機関で 要件①を消	融資額の での借換で 満たしてい	1/2以下で であること いること Eのみ借換可
その他			独機関 内) 南都領	銀行・紀	陽銀	行	者支援と ・関西み 、南都銀行	らい銀行	テ・大和・	信用金属	▶・奈良□			限る)

# 大和郡山市内で事業をされている方に

### 大和郡山市運転資金保証・大和郡山市設備資金保証・大和郡山市店舗改造資金保証

大和郡山市内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的とした制度です。

資格要件	(	①個/ 法/ ②引編 営/ 営/市/	①~③ 人:市I 人:市I 売き6 んでを滞	内に引続 業所を有 ヶ月以上 る	以上居( き 1年) する 同一事 いないで	以上 業を	①個人 法人 ②引続 営ん ③市移	~ : : きでを	市内に引 事業所を 6ヶ月り いる	年以上  続き1 を有する 以上同一 ていな!	年以上事業を	次の① (1) 次の① (1) 次の (1)	事業) 売き1年 売きる 脱を滞納 過去3年 登申事に を 事に 記事が完	に1年以 に1引 が に1 が が に が に で 認 る し で に で に で に で に で に で に で に で に の に い に い に い に い に い に い に い に い に い	(上居住 - 1 年以上
保 証 限度額	7	00万	円				700万円	7				1,0007	5円		
保証 割合	8	0%	(責任共	共有保証	)		80% (	責	壬共有保	融(証)		80% (	責任共存	有保証)	
資金 使途	追	重転資	金				設備資:	金				設備資	金		
返済 方法	5.	割					分割					分割(	半年以内	内の据置	可)
保証 期間	13	3年					4年					7年			
	j	責任:	共有基:	本料率よ	り大和和	郡山市	の補助な	あり	J						
保		D	☑分	1	2	3	4		(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
保証料率		年	率 %	1.90	1.75	1.5	5 1.35	5	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
率		市	負 担	1.90	1.75	1.5	5 1.35	5	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
		本人	負担	0.00	0.00	0.0	0.00	)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-	_
貸付利率	1	.8%	より1.0	0%を補	給		1.8%よ	り	1.00%を	:補給		1.8% ಕ	<b>にり1.00</b> 9	%を補給	
借換	列	【借搏			の1/2以	下で	【借換	条作 当袖		· f額の1/2	2以下で	【借換		-	1/2以下で
その他	×	《取扱	込い金属	機関	併用不可		都銀行・	南	都銀行・	• 奈良信	用金庫				

# 天理市内で事業をされている方に

### 天理市運転資金保証・天理市設備資金保証・天理市店舗改造資金保証

天理市内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的と した制度です。

資格要件	(	次① ② ③④ ⑤ ③ ③ ④ ⑥ 法 引んこ市度資	人 人 続での税を金の税を金の税を金の税を金の	を満たす 内に引続	き 1年 き 1年 た 大 で 大 で で で の に の の の に の に の に に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の の に の の に の の に の に の の の に の の の の に の の の の に の の の の の の の の の の の の の	メ を な見 業	()	法 引 引 引 引 引 引 引 の の 税 を 会 の の の の の の の の の の の の の	⑤市居市事1る度滞ま使かけの第年 に所以 かしいはがしいはいかしいはいかりがいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	続き1  続き1  続在  に同一    であるない    近3年	年 業 が(分事 上 営 い年 活	次① 次① 注 引 が で が を 金 の の の の の の の の の の の の の	ます。 ます。 ます。 ます。 また。 また。 はた。 はた。 はた。 はた。 はた。 はた。 はた。 は	満に に所以 かしいは、 た引 引が上 かて直、 す続 続所同 るい近市 である。 である。 である。 である。 である。	11年以上 11年以上 三事業を営 最終がな現年 は年分) 3の事業活
保 証 限度額	5	00万	ī円				5	00万円				1,5007	5円		
保証 割合	8	0%	(責任共	共有保証	)		8	0%(責1	任共有保	(証)		80% (	責任共存	有保証)	
資金 使途	j	転	資金				ā	设備資金				設備資	金		
返済 方法	5	計	(半年以	以内の据	置可)		5	割(半年	年以内の	据置可)		分割(	半年以內	内の据置	可)
保証 期間	į	年					E	年				7年(	500万円	以下は	5年)
		責任	共有基	本料率よ	り天理で	市の補	刞	あり							
保			区分	1)	2	3		4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
保証料率		年	率 %	1.90	1.75	1.5		1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
率		市	負 担	1.90	1.75	1.5		1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
		本.	人負担	0.00	0.00	0.0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	_	
貸付 利率	1	.8%	より0.9	%を補約	â		1	.8%より	0.9%を	哺給		1.8%ಕ	こり0.9%	を補給	
借換		天残あ同返こ延天	市制度間高る一条と常用を開いる一条を受けるとのできませた。 しんしょう はいいい でんしょう しょう はいい かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう しょう かんしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう	全ての制 での借換条 にの融でのでででので変いでので変いでで変いでで変いています。 はいまでは、 はいまでである。 はいまでである。 はいまでである。 はいまでである。 はいまでは、 といまでは、 といまでも、 としまでも、 とっとも、 とっとも、 とっとも、 とっとも、 とっとも、 とっとも、 とっとも、 とっとも、 とっとも、 とっとも、 とっとも、 とっとも、 とっとも、 とっとも、 とっとも、 とも、 とも、 とも、 とも、 とも、 とも、 とも、 とも、 とも、	件(期限あれる) 類の8割未 換であてい 変から天	り)】 満で こない 理市	信	替換不可				借換不	可		
その他		《取	扱い金属		-	南都	銀	行・大和	信用金属	車・奈良	信用金属	Ē			

# 橿原市内で事業をされている方に

### 橿原市特別小口融資保証・橿原市緊急融資保証・橿原市創業支援融資保証

橿原市内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的と した制度です。

資格要件	【特別小口 次の①~③ ①この制度 ②個人:市 法人:市 ③市税を完	- を満たす にかかる 内に住所 内に事業	債務が を有す。 所を有す	3	【緊急融 次の①へのののの例( ②個人)、 ③ 市税を ③ 市税を	③を満た 度にかた 市内に信 市内に引	いる債務 注所を有 事業所を	する 有する	次の① ①個 法 ②市 彩 既 に	業有市うい完を	に住所を 行うる てお い 体 い て い し て い る て る の て お う る て う る て う る て う る て も る て も る し て る し る し る る る る る る る る る る る ろ る ろ る ろ	を有し、事本的計画を 事業を行いを有して	
保 証 限度額	1,000万円				200万円				1,0007	河			
保証 割合	80%(責任	共有保証	)		80%(責	任共有保	(証)		100%	(責任共	有対象	外保証)	
資金 使途	運転資金、記	<b>设備資金</b>	、運設資	金	運転資金、	、設備資	金、運	设資金	運転資	金、設備	講資金、	運設資金	
返済 方法	分割(半年)	以内の据	置可)		分割(半	年以内の	据置可)		分割(	半年以内	内の据置	可)	
保証 期間	5年				3年				7年				
	運転資金、設備資金、運設資金     運転資金、設備資金、運設資金       分割(半年以内の据置可)     分割(半年以内の据置可)       5年     3年       【特別小口】【緊急融資】 責任共有基本料率より橿原市の補助あり       区分     ①     ②     ③     ④     ⑤     ⑥     ②     担保     会計参与       年率%     1.90     1.75     1.55     1.35     1.15     1.00     0.80     0.60     0.45       市負担     1.90     1.75     1.55     1.35     1.15     1.00     0.80     0.60     0.45       本人負担     0.00												
	年 率 %	1.90	1.75	1.5	5 1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			
	市負担	1.90	1.75	1.5	5 1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			
保証	本人負担	0.00	0.00	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-	_	
保証料率	【創業支援	】責任共	有対象	外・り	スク考慮型	型対象外	料率より	り橿原市	の補助あ	51)			
	区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与	
	年 率 %					1.00							
	市負担					1.00							
	本人負担					0.00					_	_	
貸付利率	1.26%				0.9%				1.0%				
借換	市制度を含む ※同一制度で			可	市制度を含 ※同一制度		1 3/2-4 - 12	換可			-		
その他	※創業支援層	独機関 内)南都 独資につ	。 銀行・犬 いては、	市内の	用金庫・奈 D方を 1 年 橿原市役所	以上正規	雇用さ	れた場合		らに利子	補給がる	あります。	

# 桜井市内で事業をされている方に

## 桜井市中小企業融資保証・桜井市木材産業特別融資保証

桜井市内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的と した制度です。

0 / 0 .,	3,2	2 ( ) 0											
資格要件	()	法人:市内	を満になる 大さには 大きには 大きに 大きない 大きない 大きない 大きない 大きない たった。 たった。 たった。 たった。 たった。 たった。 たった。 たった	き 6 ヶ月 き 6 ヶ月 登記がま 同一こと がないる	月以上事 5ること 美を営ん こと	業所を有	il.	次の①- ①個人 法人 ②引続記 ③市税な ④市制版	: ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	たすき 引 引 続 入 上 い 高 る が し る が り た り た り た り た り た り た り た り た り た り	5ヶ月以 5ヶ月以 5ヶ月以 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	上事業所 こと 営んでい	を有してい 所を有し、 いること しないこと
保 証 限度額	7	700万円						1,000万	円				
保証 割合	8	80%(責任共	共有保証	)				80%(責	責任共有	保証)			
資金 使途	j	重転資金、該	设備資金、	、運設資	金			運転資金	· 設備	資金、週	設資金		
返済 方法	5	分割(半年以	人内の据	置可)				分割(半	<b>羊年以内</b>	の据置可	J)		
保証 期間	į	5年						4年					
		責任共有基準	本料率よ	り桜井	市の補助	あり							
保		区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
保証料率		年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
率		市負担	1.33	1.23	1.09	0.95	0.81	0.70	0.56	0.42	0.32		
		本人負担	0.57	0.52	0.46	0.40	0.34	0.30	0.24	0.18	0.13	0	0
貸付利率	1	.8%(後日、	0.9%を	(補給)				0.6%					
借換	(1)	市制度を含む。 【桜井市制度F ①残高が当初の ②同一金融機F ③返済緩和の ④延滞している ※桜井市以外 える場合は	間での借 の融資額の 関での借 条件変更 ないこと の制度融	換条件】 の1/2未満 換である をしてい	であるこ こと ないこと		借り換	借換不可	J				
その他		※桜井市制度 ※取扱い金融 (中小企業 (木材産業	e機関 ミ融資)i	南都銀行									

# 桜井市内で事業をされている方に

## 桜井市宿泊事業者融資保証・桜井市創業者向け中小企業融資保証

桜井市内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的とした制度です。

O/Cip	引及C9。											
資格要件	法人:市	を为こ为为ヶ納資勢第、者(満にとにに月しの力2同また引、引法以て残(条法たす続、続人上い高暴第同は	き 6 音	見る業 こ 等見負白 上こ営 にす規業 事とん 該る定法	業 所 を る で し 館 る な ・ 簡 る ま ・ に ま の ま の ま の は に が ま の は の は の は の は の は の に の に の に の の に 。 に の に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 。 。 。 に 。 。 。 に 。 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	すし、 と ここで といれ	後5年を ④を満れ ①次のい (ア) (イ) え (ウ) す ②市制 ③市制	う経でい固去市すを度 新経すず人人内る完融 たしとか市市新ましの	ていないに該当で内に該当で内に登記されている。	、も る有を事営を こる有業が として として として として といこ	あって、 ているさ 所を有し <sup>*</sup> 具体的な んでいる	ていること s計画を有
保 証 限度額	3,000万円						1,000万日	円				
保証 割合	80%(責任	共有保証	)				100%(	責任共有	対象外	保証)		
資金使途	運転資金、詞	<b>设備資金</b>	、運設資	金			運転資金	È、設備	資金、週	設資金		
返済 方法	分割(半年)	以内の据	置可)				分割(半	4年以内	の据置可	J)		
保証 期間	10年						7年					
	【宿泊事業	者】責任	E共有基:	本料率よ	り桜井下	市の補助	かあり					
	区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
	年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
/=	市負担	1.33	1.23	1.09	0.95	0.81	0.70	0.56	0.42	0.32		
保証料率	本人負担	0.57	0.52	0.46	0.40	0.34	0.30	0.24	0.18	0.13	0	0
料率	【創業支援	】責任共	<u></u> 有対象	外・リス	、ク考慮型	型対象タ	料率より	桜井市	の補助を	51)		
	区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
	年 率 %					1.00						
	市負担					0.70						
	本人負担					0.30				-	_	_
貸付 利率	1.8%(後日	、0.9%を	を補給)				1.8%(1	<b></b>	9%を補	給)		
借換	市制度を市場で 「機力」 「機力」 「砂球高一金融機 でである。 ででは、 ででは、 ででは、 では、 では、 では、 では、	間での借 の融資額 関での借 条件変更 ないこと の制度融	換条件】 の1/2未満 換である をしてい は資から相	場であるこ こと ないこと		借り換	①残高が ②同一金 ③返済緩 ④延滞し ※桜井市	制度間で 当初の融 融機関で 和の条件 ていない	の借換条 資額の1/ の借換で 変更をし こと リ度融資が	件】 2未満でる あること ていない	: 	資に借り換
その他	※桜井市制原 ※取扱い金属 南都銀行	蚀機関	-	三十三針	銀行桜井	支店						

# 五條市内で事業をされている方に

## 五條市特別小口資金保証・五條市緊急特別小口資金保証

五條市内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的とした制度です。

٠/١٥	حررد	2 ( 9 0											
資格要件		【特別小口】 次の①~③3 〕個人:市内 所3 法人:市内 ②引続き6ヶ ③市税を完約	を満たす 内に引続 を有する 内に引続 ヶ月以上	- き6ヶ月 き6ヶ月 同一事業	引以上事	業所を有		次の①~ ①個人	市内に 所を有 市内に き6ヶ月	- たすこと 引続きで する 引続きで 以上同-	5ヶ月以 5ヶ月以	上事業別	だたは事業 所を有する いる
保 証 限度額	3	00万円						200万円					
保証 割合	8	0%(責任共	共有保証	)				80%(責	<b></b> 任共有	保証)			
資金 使途	追	壓転資金、該	设備資金、	、運設資	金			運転資金	È、設備:	資金、運	設資金		
返済 方法	<i>5</i> .	別(半年以	以内の据	置可)				分割					
保証 期間	3	3年						1年					
		責任共有基	本料率よ	り五條	もの補助	あり							
保		区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
保証料率		年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
率		市負担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
		本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	_	
貸付利率	1.	.8%						1.8%					
借換	偣	換不可						借換不可	J				
その他		《五條市制度 《取扱い金属	~		の南都	银行							

## 御所市内で事業をされている方に

### 御所市特別保証

御所市内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的とした制度です。

次の①~③を満たすこと

①市内に引続き6ヶ月以上住所または事業所を有する

②引続き6ヶ月以上同一事業を営んでいる

③市税を完納していること

※この制度の保証人になっていないもの

※この制度の債務がないこと

保証 限度額 700万円

保証割合 80% (責任共有保証)

資金 運転資金、設備資金、運設資金 使途

返済 方法 分割 (半年以内の据置可)

保証 期間 5年

#### 責任共有基本料率より御所市の補助あり

保証料率

区分	1)	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
市負担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	_	_

貸付 利率 1.8%

借換 借換不可

※御所市制度内併用不可※取扱い金融機関

その他

南都銀行:御所支店 大和信用金庫:新庄支店 奈良中央信用金庫:新庄支店

# 生駒市内で事業をされている方に

### 生駒市事業融資資金保証・生駒市創業支援資金保証

生駒市内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的とした制度です。

した#	制度です。											
資格要件	【事業融資。次の① ① 個人 こうしょう こうしょう こうしょう こうしょう はん こう がん を 滞れる ② 引 市 税 を 滞れる ② 引 かん の の の の の の の の の の の の の の の の の の	を満たす 内に引続 上以上市 下以上同	き 1 年点 内に登記  一事業を	された事	業所を有	する	次の①人人 人 創だ業営 2 割だ業営	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	た居業登こ有内な年画す住を記れしでつ)をことさかてあた又有	ごれらいるられます。 は東方であるこの、るいでである。 とにこことの業で (あれと	計画を作ります。 個のから では、 では、 できます。 では、 できます。 できます。 できます。 できまれる かいこう できます しょう かいこう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょ	これかている にしている にいる にいる にいる にいる にいる にいる にいる に
保 証 限度額	1,000万円						1,000万	円				
保証 割合	80%(責任共	共有保証	)				100% (	責任共有	可対象外	保証)		
資金 使途	運転資金、該	g備資金.	、運設資	金			運転資金	· 設備	資金、週	設資金		
返済 方法	分割(半年以	人内の据	置可)				分割(半	¥年以内∙	の据置可	J)		
保証 期間	500万円以下 500万円超	4年 7年					500万円 500万円	以下 4 超 7	年 年			
保証料率	(事業融資) 区分 年 率 % 市 負 担 本人負担	1.90 1.90 0.00	2 1.75 1.75 <b>0.00</b>	3 1.55 1.55 <b>0.00</b>	1.35 1.35 0.00	\$ 1.15 1.15 0.00	6 1.00 1.00 <b>0.00</b>	0.80 0.80 0.00	8 0.60 0.60 <b>0.00</b>	9 0.45 0.45 <b>0.00</b>	担保	会計参与
本	【創業支援】										+0./0	A=144
	年率%	1	2	3	4	5	6	7	8	9	担保	会計参与
	市負担					1.00						
	本人負担					0.00					_	_
貸付利率	1.8%					0.00	1.8%					
借換	市制度を含む信息 (1) では、 (1) では、 (2) では、 (3) では、 (3) では、 (4) では、 (4) では、 (5)	間での借 の融資額 関での借 条件変更 ないし の制度融	換条件】 の1/2未満 換である をしてい	であるこ こと ないこと		借り換	①残高が ②同一金 ③返済緩 ④延滞し ※生駒市	制度間で 当初の融 融機関で 和の条件 ていない	の借換条 資額の1/ の借換で 変更をし こと リ度融資が	件】 2未満でる あること ていない	: \Z	資に借り換
その他	※生駒市制度 ※取扱い金融 りそな銀行 用金庫	虫機関【:	奈良県内			言用金属	重・大和信	言用金庫	・奈良「	中央信用	金庫・夏	京都中央信

# 生駒市内で事業をされている方に

## 生駒市企業立地促進事業保証・生駒市再生可能エネルギー保証

生駒市内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的とした制度です。

0,01	دادد	2 ( 9 0												
資格要件	(	【企業立地( 欠の①~③を 〕個人:市内 法人:1年 ②引続き5年 ③市税を滞終	を満たす 内に引続 F以上市F F以上同	き 1 年以 内に登記 一事業を	された事	業所を有	する	次の①~ ①個人	: 市内に : 1年以 を営んで	たすこと 引続き 上市内に いること	<u>:</u>   年以上: 登記され <u>-</u>		ョしている 所を有する	
保 証 限度額	3	,000万円						1 億円						
保証 割合	8	0%(責任丼	共有保証	)				80%(責	責任共有	保証)				
資金 使途	追	重転資金、設	と備資金、	、運設資	金			再生エネ	ベルギー	電気を供	給する事	業に使用	用する装置	
返済 方法	5	)割(半年以	人内の据	置可)				分割(半	4年以内	の据置可	])			
保証 期間		00万円以下 00万円超	4年 7年					500万円 500万円 3,000万円	超3,000	万円以下	4年 7年 15年			
		【企業立地促進】【再生可能 (一般保険) 】責任共有基本料率より生駒市の補助あり 区分 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ 担保 会計参り 年 案 % 190 175 155 135 115 100 080 060 045												
		年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			
		市負担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			
保証		本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	
保証料率		【再生可能	(エネル	/ギー保障	険)】責	任共有対	対象・リ	リスク考慮	型対象	外料率よ	り生駒で	もの補助	あり	
ļ .		区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与	
		年 率 %				,	1.10		,					
		市負担					1.10							
		本人負担					0.00					_	-	
貸付 利率	1	.8%						1.8%						
借換	(1) (2) (3) (4)	を含む 【生駒市制度R 」 「残高が当初の の同一金融機 の返済緩和のの が出していた 、生駒市以外 える場合は	間での借り の融資額の関での借い 条件変更ないこと の制度融	換条件】 の1/2未満 換である をしてい	であるこ こと ないこと		昔り換	借換不可						
その他		《生駒市制度 《取扱い金融 りそな銀行 用金庫	機関【	奈良県内			『用金属	重・大和信	言用金庫	・奈良「	中央信用	金庫・京	京都中央信	

# 香芝市内で事業をされている方に

## 香芝市運転資金保証・香芝市設備資金保証・香芝市創業支援保証

香芝市内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的と した制度です。

資格要件	(	【運転】 ②37 (次の) (次の) (次の) (次の) (水の) (水の) (水の) (水の) (水の) (水の) (水の) (水	为に引続 注して1年 として1年 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	き1年点 る 以上本版 る ]一事業を	5登	【次① ② ③※ ※ ※ ※	本業業と有が登市で以る店ををいす可記外で上げるというでは、日本のでは、日本	次の①~③のいずれかに該当るした。 のかつ、おから新たに事業1年 もので、または事業開始後1年 未満の中小住所を有する ②市内に事業だに事業 ①市内に事業がを有する ③市内で新たに事業 の計画を有する					
保 証 限度額	5	00万円				3,000万円				1,000万円			
保証 割合	8	80%(責任共	共有保証	)		80%(責任共有保証)				100%(責任共有対象外保証)			
資金 使途	į	重転資金				設備資金				運転資金、設備資金、運設資金			
返済 方法	5	合割				分割 (半年以内の据置可)				分割 (半年以内の据置可)			
保証 期間	E	5年				1,000万円以下 7年 1,000万円超 10年				7年			
		【運転】【記	設備】責	任共有	基本彩	本より香港							
		区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
		年 率 %	1.90	1.75	1.5	5 1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
/		市負担	1.33	1.23	1.09	9 0.95	0.81	0.70	0.56	0.42	0.32		
1朱 証		本人負担	0.57	0.52	0.4	6 0.40	0.34	0.30	0.24	0.18	0.13	0	0
保証料率		【創業支援】	責任共	有対象外	外・り	スク考慮型	型対象外	料率より	)香芝市	の補助を	51)		
7		区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
		年 率 %					1.00						
		市負担					0.70						
		本人負担					0.30					_	_
貸付 利率	1	.8%より0.9	%を補約	â		1.8%より	0.9%を	補給		1.8%より0.9%を補給			
借換	Ħ	- 制度を除く	制度の	借換可		市制度を	除く制度	の借換す	ij	市制度を除く制度の借換可			
その他	市制度を除く制度の借換可 市制度を除く制度の借換可 市制度を除く制度の借換可 **香芝市制度内併用不可 **取扱い金融機関 (香芝市内) 南都銀行・大和信用金庫・奈良中央信用金庫							言用金庫					

# 葛城市内で事業をされている方に

## 葛城市運転資金保証・葛城市設備資金保証・葛城市創業資金保証

葛城市内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的と した制度です。

U/LIT	引及です。											
資格要件	法人:13	内に引続 主以こで 主以上 手所以 上 に で い で い で い で い で り に で り に り に り に り に り に り に り に り に	き1年点 る 業所(を 有する ]一事業を ない	本店を営	法人:	市内に引 1年以 1が年 1 る 満 利 し る 満 り し る に り し し り り り り り り り り り り り り り り り り	続き1:  に事を	(本店 る 業を営	【創業】 次の①~③を満たすこと ①新たに事業を開始するもの、 または開始後1年未満のもの ②個人:市内に居住していること(事業開始前のものを含む) 法人:市内に事業所を登記している(すること) ③市税の滞納がないこと			
保 証 限度額	500万円				1,000万円		1,0007	ī円				
保証 割合	80%(責任共	共有保証	)		80%(責1	任共有保	(証)		100%	(責任共	有対象外	外保証)
資金 使途	運転資金				設備資金				運転資	金、設備	講資金	
返済 方法	分割	分割(半年	年以内の	)据置可)		分割(	半年以内	りの据置	可)			
保証 期間	4年		5年				5年					
保証料率	区分 年率% 市負担 本人負担 【創業】責 区分 年率% 市負担	① 1.90 1.33 <b>0.57</b> 任共有效	② 1.75 1.23 <b>0.52</b> 甘象外·「	3 1.5: 1.0: 0.4: リスク	5 1.35 9 0.95 <b>6 0.40</b> 7考慮型対象	⑦ 0.80 0.56 <b>0.24</b> 或市の補加	⑧     ⑨     担保     会計参与       0.60     0.45       0.42     0.32       0.18     0.13     ○       助あり       ⑧     ⑨     担保     会計参与       -     -     -					
貸付利率	1.8%より0.8	%を補終	合		1.8%より	0.8%を	補給		1.8% ಕ	くり0.8%	を補給	
借換								操条件】 01/2以下で であること 資から葛城				
その他	※葛城市制度 ※取扱い金嗣 【南都銀行】 【大和信用金 【奈良中央信	<ul><li>域機関</li><li>新庄</li><li>★庫】新</li></ul>	支店・高 庄支店・	香芝		中央支原	き・高田		又扱)・	香芝支店	言・御所	支店

## 宇陀市内で事業をされている方に

### 宇陀市中小企業等資金融資保証

宇陀市内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的とした制度です。

次の①~③を満たすこと

資格要件

①個人:市内で引続き1年以上住所があること

法人:市内で引続き1年以上事業所があること ②市内で引続き1年以上同一事業を営んでいること

③市税を滞納していないこと

保証 運転資金 限度額 設備資金 500万円

設備資金 1,000万円

保証 割合

80%(責任共有保証)

資金 使途

運転資金、設備資金

返済 方法

分割(設備資金のみ半年以内の据置可)

保証 期間

運転資金 4年 設備資金 5年

責任共有基本料率より宇陀市の補助あり

保証料率

区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
市負担	1.33	1.23	1.09	0.95	0.81	0.70	0.56	0.42	0.32		
本人負担	0.57	0.52	0.46	0.40	0.34	0.30	0.24	0.18	0.13	0	0

貸付利率

1.8%より0.9%を補給

借換

市制度を含む全ての制度の借換可

その他

※宇陀市制度内併用不可 ※取扱い金融機関

【南都銀行】 榛原支店・大宇陀支店

【大和信用金庫】榛原支店

## 平群町内で事業をされている方に

# 平群町小口融資保証

平群町内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的と

した制度です。 次の①~④を満たすこと 資格要件 ①町内に1年以上居住している ②町内に事業所を有する ③町内で引続き1年以上同一事業を営んでいる ④町税を完納 保証 500万円 限度額 保証 80% (責任共有保証) 割合 資金 運転資金、設備資金、運設資金 使途 返済 分割(半年以内の据置可) 方法 保証 4年 期間 責任共有基本料率 保証料 区分 (1) (2) (3) **(4)** (5) (6) (7) (8) (9) 担保 会計参与 年 率 % 1.90 1.75 1.55 1.35 1.15 1.00 0.80 0.60 0.45 ※平群町から保証利用者に直接保証料補助が行われます 貸付 1.8%より1.0%を補給 利率 借換 借換不可 ※平群町制度内併用不可 その

南都銀行平群支店・奈良中央信用金庫平群支店・奈良信用金庫龍田川支店

※取扱い金融機関

他

# 田原本町内で事業をされている方に

### 田原本町中小企業資金保証・田原本町創業支援資金保証

田原本町内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的とした制度です。

とした	た伟	制度です。												
資格要件	()	法人:町	を満い 対に 対い 対い 対い が を は 対い が を は が は が は り に り に り に り に り に り に り に り に り に り	き 1年りること き 1年り でいるで 読き同一 いないこと	以上法人 こと 事業を営 こと	登録され	た事	【創業支援】 次の①~⑤を満たすこと ①個人:町内に住所を有していること 法人:町内に法人登記されている事業所を有していること ②町内において新たに事業を営む具体的な計画を有し、または現に事業を営んでいること ③創業後1年以内であること ④町税等を滞納していないこと ⑤他市町村で事業を全く営んでいないこと ※この制度の保証人になっていないこと						
保 証 限度額	7	00万円						1,000万	円					
保証 割合	8	0%(責任共	共有保証	)				100%(	責任共有	対象外	保証)			
資金 使途	泸	■転資金、設	と備資金.	、運設資	金			運転資金、設備資金、運設資金						
返済 方法									分割(半年以内の据置可)					
保証 期間	6	5年						5年						
		【中小企業】	責任共	<b></b> 有基本	料率より	田原本田	町の補助	助あり						
		区分	1)	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与	
		年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			
		町負担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			
保証		本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	_	_	
保証料率		【創業支援】	責任共	<b>共有対象</b>	外・リス	ク考慮	型対象タ	料率より	)田原本	町の補助	あり			
		区分	1)	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与	
		年 率 %					1.00	_	1					
		町負担					1.00							
		本人負担					0.00					_	_	
貸付利率	1	.8%より0.9	%を補約	<b>合</b>				1.8%よ	り0.9%を	·補給				
借換	信	<b></b> 掛 本 可						_						
その	×	※田原本町制 ※取扱い金融 南都銀行田 ※雇用及び党	機関   原本支	店・奈良			.—	且に関して	て認定等	を受け力	を方につ	いては、	貸付利率	

※融資利率が変更になった場合、利子補給率が変更になる場合がございます。

1.8%のうち1.1%を補助(認定等の名称:健康経営優良法人認定・えるぼし認定・くるみん認定・

他

ユースエール認定)

## 明日香村内で事業をされている方に

### 明日香村中小企業資金保証

明日香村内に住所、事業所をもつ事業者の方の安定的な資金調達を維持し、経営の安定に繋げることを目的 とした制度です。

次の①~②を満たすこと 具格要件

①個人:村内で引続き1年以上居住し、1年以上同一事業を営んでいること

法人:村内で引続き1年以上事業所を有し、1年以上同一事業を営んでいること

②納期到来分まで村税を完納

保証 1,000万円 限度額

保証 80% (責任共有保証) 割合

資金 運転資金、設備資金、運設資金 使涂

返済 分割(半年以内の据置可) 方法

保証 4年 期間

保証料率

他

#### 責任共有基本料率

区分	1)	2	3	4	(5)	6	7	8	9	担保	会計参与
年 率 %	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
村負担	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
本人負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	_	_

貸付 1.8%より1.0%を補給 利率

借換 村制度を含む全ての制度の借換可

※明日香村制度内併用不可

そ ※取扱い金融機関

【南都銀行】明日香支店・高取支店・神宮前支店  $\mathcal{O}$ 

【大和信用金庫】橿原支店

【奈良中央信用金庫】橿原支店

## 市町村制度必要書類

協会が必要と定める書類以外に、各市町村融資にて必要となる書類は下記の通りです。

※その他、金融機関・信用保証協会の審査に必要となる書類がある場合、追加で提出を求められる場合があります。 詳しくは各市町村へお問い合わせください。

奈 良 市	・中小企業資金融資申請書 【個人の場合】・市県民税納税証明書 【法人の場合】・法人市民税納税証明書
大和高田市	<ul> <li>・市税の滞納がないことを証する書類</li> <li>・暴力団排除に関する誓約書</li> <li>・個人情報の取扱いに関する同意書(市様式による)</li> <li>・経済産業省関係産業省関係産業職争力強化法施行規則第7条第1項の規定に基づく市長の証明を受けたことを証する書類(写)(創業者支援融資の場合) 【個人の場合】・住民票 【法人の場合】・商業登記簿謄本</li> </ul>
大和郡山市	・融資申請書 ・債務保証料補給申請書 ・個人(法人)情報の提供等に関する同意書(市様式による) ・市税納税証明書(過去3年間分) ・許認可書(写) ・見積書(運転資金の場合は不要) ・計画図面(店舗改造資金の場合) ・印鑑証明書(申込人(個人・法人)及び連帯保証人について、直近3ヶ月のものが各1通必要) 【個人の場合】 ・直近3ヶ年分の確定申告書 ・住民票(直近3ヶ月以内に発行されたもの) 【法人の場合】 ・直近3射分の決算書(付属明細書を含む) ・定款(写)及び登記事項証明書(直近3ヶ月以内に発行されたもの)
天 理 市	・天理市中小企業融資申請書 ・市税納稅証明書(過去3年度分) ・許認可書(必要な業種のみ) ・完済証明書(完済日が直近の場合) ・見積書(設備資金の場合) ・計画図面、見積書(店舗改造資金の場合) 【個人の場合】・住民票 ・確定申告書 【法人の場合】・登記簿謄本、定款 ・決算書及び試算書
橿原市	・融資申請書 ・市税納税証明書(法人の場合は法人市民税納税証明書)
桜 井 市	・桜井市中小企業融資保証申請書(中小企業・創業者の場合) ・桜井市木材産業特別融資保証申請書(木材産業特別の場合) ・桜井市宿泊事業者融資保証申請書(宿泊事業者の場合) ・市税の滞納がない証明書(写)(2ヶ月以内のもの) 【個人の場合】 ・住民票(写)(3ヶ月以内のもの)
五條市	<ul><li>・五條市中小企業融資申請書</li><li>・市税完納証明書</li></ul>
御所市	・御所市中小企業資金融資保証申請書 ・委任状(金融機関等が代理申請する場合) ・見積書(写)(設備資金の場合) ・許認可書(写)(必要な業種) 【個人の場合】 ・市税完納証明書(写)(申請者本人分) ・印鑑証明書(写)(申請者本人分) ・印鑑証明書(写) ・直近の確定申告書(写) 【法人の場合】 ・市税完納証明書(写)(油所市が当該法人及び当該法人代表者に課税しているものすべて) ・住民票抄本(写)(法人の代表者) ・商従記期分の決算書(付属明細書を含む) ・商業登記簿謄本(写して、の代表者との) ・印鑑証明書(写)(法人、代表者それぞれのもの) ・印鑑証明書(写)(法人、代表者それぞれのもの) ・直近の残高試算表 ・定款(写)

生 駒 市	<ul><li>納税証明請求書</li><li>暴力団排除に係る契約書と役員等の一覧表</li><li>商業登記簿謄本(写し可)</li><li>住民票</li></ul>
香 芝 市	・香芝市中小企業資金融資申込書 ・市町村税の滞納のない証明書 ・許認可書、免許等(写) ・事業証明書 ・2 期分の確定申告書(但し、設備資金の内「市外において引き続き3年以上同一事業を経営しており、新たに市内事業所を設置する計画を有している中小企業者」の要件を用いる場合は3 期分提出要) ・事業所の位置図 ・見積書(写)、契約書等(写)(設備資金の場合) ・創業・再挑戦計画書(新規創業者の場合) ・創業・再挑戦計画書(新規創業者の場合) ・1年以内に事業を行っていないことがわかる書類(新規創業者の場合) ・1年以内に事業を行っていないことがわかる書類(新規創業者の場合) 【猛人の場合】・直近2期分の決算書 ・商業登記簿謄本(写し可)・定款(写)
葛城市	<ul> <li>・ 葛城市中小企業資金融資申込書</li> <li>・ 事業計画書</li> <li>・ 事業証明書</li> <li>・ 事業所の位置図</li> <li>・ 印鑑証明書(最近3ヶ月以内のもの)</li> <li>・ 滞納の無い証明書</li> <li>・ 許認可証・免許等の写し(必要業種のみ)</li> <li>・ 見積書(設備資金の場合)</li> <li>・ 委任状(金融機関に委任する場合)</li> <li>・ 委任状(金融機関に委任する場合)</li> <li>・ 信民票謄本</li> <li>・ 源原徴収票(退職年月日の記載があるもの)(創業の場合)</li> <li>【法人の場合】・商業登記簿謄本(写し)</li> <li>・ 直近2期分の決算書</li> <li>・ 定款(写し)</li> <li>・ 創業・再挑戦計画書(創業の場合)</li> </ul>
宇 陀 市	・宇陀市中小企業資金融資申込書 ・納税証明書(本市に納めるべきすべての市税に滞納がない証明)連帯保証人も含む ・許認可書、免許等の写し(複数の場合はすべて添付) ・事業証明書(稅務課で交付) ・事業所の位置図 ・見積書(写)(設備資金の場合) ・委任状(金融機関等が代理申請する場合) 【個人の場合】・直近2期分の確定申告書(写) ・住民契抄本 【法人の場合】・直近2期分の決算書(決算の時期から6ヶ月を超える場合、残高試算表も添付) ・印鑑証明書(法人・連帯保証人 最近3ヶ月以内のもの各1通) ・商業登記簿謄本 ・定款(写)
平群町	・平群町中小企業小口融資申請書(町様式による) ・納税証明書(町様式による) ・住民票抄本(町様式による。申請者(法人の場合は代表者)と保証人) ・計画図面(資金使途が店舗改造資金の場合) ・同意書(町様式による) ・事業に係る許認可の写し(許認可が必要な業種のみ) ・見積書(運転資金の場合不要) 【個人の場合】・確定申告書の写し 【法人の場合】・登記簿謄本、定款、決算書及び資産所の写し
田原本町	・田原本町中小企業資金融資制度申請書 ・町税等を滞納していないことが確認できる書類 ・事業所の位置図 ・健康経営優良法人等の認定を受けていることを証する書類(認定を受けている場合) ・事業計画書(創業支援資金の場合) ・見積書(設備資金、創業支援資金の場合) ・計認可書(写)(許認可を必要とする場合) 【個人の場合】・住民票(写) 「造近2期分の確定申告書(写) 【法人の場合】・商業登記簿謄本(写し可) ・代表者の住民票(写)(創業支援資金の場合) ・定款(写) ・直近2期分の決算書(写)
明日香村	<ul><li>・明日香村中小企業資金融資制度申請書</li><li>・その他明日香村中小企業資金融資規則第6条に記載の書類</li></ul>

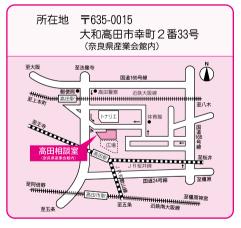
# お問合わせ窓口 (令和5年4月現在)

	部署名	TEL	FAX	業務内容
保証	保証支援課	(0742) 33-0710		保証申込、保証条件変更に関する業務、 金融相談等各種相談業務、担保に関する 業務
支 援	創業支援課	33-3520	(0742) 33-0553	創業に関する相談及び保証申込及び保証 条件変更に関する業務
部	保証事務課	33-0552		保証申込登録業務、保証書発行業務、信用 保証料に関する業務、団信に関する業務
支経 援 部営	経営支援課	33-0559	33-6606	経営支援に関する相談及び保証申込及び 保証条件変更に関する業務
管理部	期中管理課	33-0555	33-3883	事故報告に関する相談及び保証条件変更に関する業務 代位弁済事前協議に関する業務 代位弁済請求に関する業務、代位弁済実 行に関する業務
	管 理 課	33-0554		求償権の回収、訴訟等に関する業務
総 務 ^	総 務 課	33-0551	25.4504	経理・人事・研修等に関する業務
企 画 部	企 画 課	33-0548	35-4501	保証制度の創設、広報に関する事項、各種統計データに関する事項、金融機関・地公体との約定書・契約の締結に関する事項、電算システムに関する事項、償還報告・貸付実行報告に関する事項
業務	監 査 室	33-0512	33-6606	内部検査に関する業務
/ 木曜	相 談 室 毎週木曜日 日が祝日の は翌営業日)	(0745) 22-9551	(0745) 22-9558	保証申込、保証条件変更に関する各種相 談業務





#### (高田相談室)





ホームページはこちら! https://www.nara-cgc.or.jp

# 索引

245		2.05	
<a>&gt;</a>		<せ>	
明日香村		セーフティネット対策資金	
アドバンス当座貸越(貸付専用型)根保証	16	全国小口零細企業保証	25
<\rangle >		<~>	
生駒市	89	創業関連保証	6
一般保証・手形割引根保証	15	創業支援資金	66
インバウンド等対応資金	78		
		< <i>t&gt;</i>	
<>>>		タイアップ50 (協調融資保証)	33
宇陀市	94	大規模経済危機等対策資金	58
) LP.IA	<i>-</i> 1	タイ/. 日 - 伊証	5
24×		タイムリー保証	
< <i>\rightarrow</i>		田原本町	
香芝市	92	短期継続保証	29
橿原市	84	短期継続ワイド保証	30
葛城市	93		
		<5>	
<き>		地域経済牽引事業関連保証	45
- 1 <del>-</del> 1	36	地域立業に開答へ	55
危機関連保証		地域産業振興資金	
季節保証(夏季特別・年末特別)/季節保証―括(夏季特別保証―括・年末特別保証―括)・・・	24	地域未来投資促進資金	65
既存事業者による宿泊施設開業支援資金	74	チャレンジ応援資金	62
		中小企業特定社債保証	26
< <i>t</i> >		中小企業特定社債保証制度(SDGs貢献型)	3
経営安定関連特別融資保証(セーフティネット)	37	長期経営資金保証	22
	56	XANED Q & KM	22
経営環境変化・災害対策資金			
経営強化資金	52	<\tau>	
経営承継関連保証	41	デラックス100	35
経営承継準備関連保証	39	天理市	83
経営承継借換関連保証	43		
経営力強化保証	10	< <i>と</i> >	
	28		17
経営力向上関連保証・特例経営力向上関連保証		当座貸越(貸付専用型)根保証	
研究開発支援資金	77	特定経営承継関連保証	
		特定経営承継準備関連保証	40
<<>>		特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
五條市	87		
御所市	88	<な <b>&gt;</b>	
Polit V I v I -	00	, <del></del> .	79
244		奈艮市	10
<さ>			
再生支援資金保証(県改善サポート保証)	61	<は>	
再挑戦支援保証	7	伴走支援型特別保証	49
財務要件型無保証人保証	31	働き方改革推進企業等応援資金	
桜井市	85		
		<\$>	
<l></l>		フレッシュ15	23
			23
	1.1	7 2 7 7 4 13	
事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)	11		
事業再生計画実施関連保証(改善サポート)	13	<^>	
事業再生計画実施関連保証(改善サポート)           事業再生保証			95
事業再生計画実施関連保証(改善サポート)           事業再生保証	13	<^>	95
事業再生計画実施関連保証(改善サポート) 事業再生保証 事業者カードローン当座貸越根保証	13 9 20	<^> 平群町	95
事業再生計画実施関連保証(改善サポート) 事業再生保証 事業者カードローン当座貸越根保証 事業承継特別保証	13 9 20 38	<へ> 平群町 ····································	
事業再生計画実施関連保証       (改善サポート)         事業再生保証       事業者カードローン当座貸越根保証         事業承継特別保証       事業承継サポート保証	13 9 20 38 44	<^> 平群町	95 34
事業再生計画実施関連保証(改善サポート) 事業再生保証 事業者カードローン当座貸越根保証 事業承継特別保証 事業承継サポート保証 事業承継支援資金	13 9 20 38 44 76	<へ> 平群町 ····································	
事業再生計画実施関連保証(改善サポート) 事業再生保証 事業者カードローン当座貸越根保証 事業承継特別保証 事業承継サポート保証 事業承継支援資金 事業性評価保証(コラボ)	13 9 20 38 44 76 27	<^> 平群町  <む> 無担保パワフル保証  <や>	34
事業再生計画実施関連保証(改善サポート) - 事業再生保証 - 事業者カードローン当座貸越根保証 - 事業承継特別保証 - 事業承継サポート保証 - 事業承継支援資金 - 事業単性間保証(コラボ) - 自主廃業支援保証	13 9 20 38 44 76	<^>	34
事業再生計画実施関連保証(改善サポート) 事業再生保証 事業者カードローン当座貸越根保証 事業承継特別保証 事業承継サポート保証 事業承継支援資金 事業性評価保証(コラボ) 自主廃業支援保証 集約ローン20	13 9 20 38 44 76 27	<へ> 平群町 ····································	34
事業再生計画実施関連保証(改善サポート) 事業再生保証 事業者カードローン当座貸越根保証 事業承継特別保証 事業承継サポート保証 事業承継支援資金 事業性評価保証(コラボ) 自主廃業支援保証 集約ローン20	13 9 20 38 44 76 27 46	<^>	34
事業再生計画実施関連保証(改善サポート) 事業再生保証 事業者カードローン当座貸越根保証 事業承継特別保証 事業承継サポート保証 事業承継支援資金 事業性評価保証(コラボ) 自主廃業支援保証 集約ローン20 宿泊施設増改築・設備整備支援資金	13 9 20 38 44 76 27 46 14 75	< へ> 平群町	34
事業再生計画実施関連保証(改善サポート) 事業有生保証 事業者カードローン当座貸越根保証 事業承継特別保証 事業承継サポート保証 事業承継支援資金 事業性評価保証(コラボ) 自主廃業支援保証 集約ローン20 信泊施設増改築・設備整備支援資金 小規模企業者支援資金	13 9 20 38 44 76 27 46 14 75 53	マルマン (1) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	34 82 81
事業再生計画実施関連保証(改善サポート) 事業再生保証 事業者カードローン当座貸越根保証 事業承継サポート保証 事業承継サポート保証 事業承継支援資金 事業性評価保証(コラボ) 自主廃業支援保証 集約ローン20 信泊施設増改築・設備整備支援資金 小規模企業者支援資金 小規模企業者支援資金 「事業承継枠】	13 9 20 38 44 76 27 46 14 75 53	< へ> 平群町	34 82 81
事業再生計画実施関連保証(改善サポート) 事業用生保証 事業者カードローン当座貸越根保証 事業承継特別保証 事業承継サポート保証 事業承継支援資金 事業性評価保証(コラボ) 自主廃業支援保証 集約ローン20 宿泊施設増改築・設備整備支援資金 小規模企業者支援資金 小規模企業者支援資金 小規模企業者支援資金 「小規模企業者支援資金「リトルカード」	13 9 20 38 44 76 27 46 14 75 53 54	マ群町 <to><to>無担保パワフル保証 大和郡山市 大和郡山市 大和高田市  &lt;リ&gt;流動資産担保融資保証</to></to>	34 82 81
事業再生計画実施関連保証(改善サポート) 事業再生保証 事業者カードローン当座貸越根保証 事業承継特別保証 事業承継サポート保証 事業承継支援資金 事業性評価保証(コラボ)自主廃業支援保証 集約ローン20 宿泊施設増改築・設備整備支援資金 小規模企業者支援資金 小規模企業者支援資金 小規模企業者支援資金 小規模企業者方と資資金 「事業承継枠」 小規模企業者方と受資金 「小規模企業者を受資金 「小規模を発酵の下ローン当座貸越根保証(リトルカード) 条件変更改善型借換保証	13 9 20 38 44 76 27 46 14 75 53 54 19 8	< へ> 平群町	34 82 81 21
事業再生計画実施関連保証(改善サポート) 事業者生保証 事業者ハードローン当座貸越根保証 事業承継特別保証 事業承継サポート保証 事業承継支援資金 事業性評価保証(コラボ) 自主廃業支援保証 集約ローン20 信泊施設増改築・設備整備支援資金 小規模企業者支援資金 小規模企業者支援資金 小規模企業者支援資金 小規模企業者支援資金 「小規模企業者支援資金 「小規模企業者支援資金 「小規模企業者支援資金 「小規模企業者支援資金 「小規模企業者支援資金 「小規模企業者支援資金 「小規模企業者支援資金 「小規模企業者支援資金 「事業承継枠」 「規模事業者)トにコーン当座貸越保証(リトルカード) 条件変更改善型借換保証 新エネルギー等対策資金	13 9 20 38 44 76 27 46 14 75 53 54	マ群町 <to><to>無担保パワフル保証 大和郡山市 大和郡山市 大和高田市  &lt;リ&gt;流動資産担保融資保証</to></to>	34 82 81 21
事業再生計画実施関連保証(改善サポート) 事業再生保証 事業者カードローン当座貸越根保証 事業承継特別保証 事業承継サポート保証 事業承継支援資金 事業性評価保証(コラボ)自主廃業支援保証 集約ローン20 宿泊施設増改築・設備整備支援資金 小規模企業者支援資金 小規模企業者支援資金 小規模企業者支援資金 小規模企業者方と資資金 「事業承継枠」 小規模企業者方と受資金 「小規模企業者を受資金 「小規模を発酵の下ローン当座貸越根保証(リトルカード) 条件変更改善型借換保証	13 9 20 38 44 76 27 46 14 75 53 54 19 8	< へ> 平群町	34 82 81 21
事業再生計画実施関連保証(改善サポート) 事業者生保証 事業者ハードローン当座貸越根保証 事業承継特別保証 事業承継サポート保証 事業承継支援資金 事業性評価保証(コラボ) 自主廃業支援保証 集約ローン20 信泊施設増改築・設備整備支援資金 小規模企業者支援資金 小規模企業者支援資金 小規模企業者支援資金 小規模企業者支援資金 「小規模企業者支援資金 「小規模企業者支援資金 「小規模企業者支援資金 「小規模企業者支援資金 「小規模企業者支援資金 「小規模企業者支援資金 「小規模企業者支援資金 「小規模企業者支援資金 「事業承継枠」 「規模事業者)トにコーン当座貸越保証(リトルカード) 条件変更改善型借換保証 新エネルギー等対策資金	13 9 20 38 44 76 27 46 14 75 53 54 19 8 73	< へ> 平群町	34 82 81 21
事業再生計画実施関連保証(改善サポート) 事業再生保証 事業者カードローン当座貸越根保証 事業承継特別保証 事業承継サポート保証 事業年継サポート保証 事業性評価保証(コラボ) 自主廃業支援保証 集約ローン20 宿泊施設増改築・設備整備支援資金 小規模企業者支援資金 小規模企業者支援資金 小規模企業者支援資金 小規模企業者支援資金 【事業承継枠】 小規模事業者カードローン当座貸越根保証(リトルカード) 条件変更改善型借換保証 新工ネルギー等対策資金 新型コロナウイルス感染症対応資金【伴走支援型】	13 9 20 38 44 76 27 46 14 75 53 54 19 8 73	イン       平群町       くむ>       無担保パワフル保証       くや>       大和郡山市       大和高田市       くり>       流動資産担保融資保証       ペスシ       ロングラン20 <s></s>	34 82 81 21
事業再生計画実施関連保証(改善サポート) 事業者生保証 事業者ハードローン当座貸越根保証 事業承継特別保証 事業承継サポート保証 事業承継支援資金 事業性評価保証(コラボ) 自主廃業支援保証 集約ローン20 信泊施設増改築・設備整備支援資金 小規模企業者支援資金 小規模企業者支援資金 小規模企業者支援資金 小規模企業者支援資金 「小規模企業者支援資金 「小規模企業者支援資金 「小規模企業者支援資金 「小規模企業者支援資金 「小規模企業者支援資金 「小規模企業者支援資金 「小規模企業者支援資金 「小規模企業者支援資金 「事業承継枠」 「規模事業者)トにコーン当座貸越保証(リトルカード) 条件変更改善型借換保証 新エネルギー等対策資金	13 9 20 38 44 76 27 46 14 75 53 54 19 8 73 59	マキャップラン20 ・なっ 無担保パワフル保証 ・や> 大和郡山市 大和高田市 くり> 流動資産担保融資保証 <ろ> ロングラン20	34 82 81 21





